

# 松前町 地域福祉計画

令和8年度～令和12年度  
(2026年度～2030年度)

声が届き 心が届き

つながり育むまち まさき



令和8年3月  
松前町

近年、我が国では、人口減少や少子化、後期高齢者の増加などを背景に、複雑化・複合化した困難を抱える世帯や望まない孤独・孤立といった社会課題が顕在化しています。また、コロナ禍を経て地域のつながりが希薄化するなど、地域の在り方も変化しています。

こうした課題に対応するため、松前町では、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする松前町地域福祉計画を策定しました。この計画は、行政と地域が一体となり、社会の変容に伴う様々な課題に対応するため、これまで個別に進めてきた福祉の取組を地域全体の視点で結び、地域のつながりの力を生かして解決を図ろうとするものです。

本町の最上位計画である「第5次 松前町総合計画」では、目指す将来像として「生きる喜び あふれる まち まさき」を掲げています。子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる生活自立のまちをつくっていくという想いを込めています。

福祉分野においても、地域のつながりの力で、誰一人取り残さない、町民一人ひとりが自分らしく暮らすことのできるまちをつくり、生きる喜びがあふれる松前町の実現に向かって取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリングに御協力いただきました多くの町民の皆様や関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。今後の計画推進に当たりましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

松前町長 田中 浩介

## 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 地域福祉とは .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制 .....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 .....	6
1 国の主な動向 .....	6
2 県の動向 .....	8
3 統計から見る松前町の現状 .....	9
4 調査から見る松前町の現状 .....	18
5 地域福祉の課題 .....	41
第3章 計画の基本的な考え方 .....	42
1 基本理念 .....	42
2 基本目標 .....	43
3 施策体系 .....	45
第4章 施策の展開 .....	46
基本目標1 人とつながりを育む .....	46
基本目標2 支援が届く仕組みをつくる.....	54
基本目標3 安心して暮らせる環境を整備する.....	66
第5章 成年後見制度利用促進基本計画 .....	76
1 計画策定の趣旨 .....	76
2 現状と課題 .....	76
3 具体的な取組 .....	79
第6章 計画の推進に向けて .....	80
1 計画の推進体制 .....	80
2 計画の進捗状況の管理・評価 .....	81
資料編 .....	82





# 第1章 計画の策定に当たって



## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進み、住民同士のつながりが薄れる中で、これまで家族や地域の支え合いによって解決されてきたことが、今では社会的孤立等として問題になっています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の問題が重なるケースも増えており、従来の縦割り支援(分野ごとの支援)では対応が困難になっています。

このような現状に対応するため、このたび、松前町(以下「本町」という。)では、「松前町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、個別の福祉分野で推進してきたこれまでの取組を評価するとともに、国・県の動向を踏まえ、本町の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針とします。

なお、市町村では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づく「再犯防止推進計画」、「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。



## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みです。また、社会福祉法第4条第1項では「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体と位置づけています。

地域での支え合いを築いていくための考え方として、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」というものがあり、これらが相互に働き合い、地域福祉活動に取り組んでいく必要があります。

自助(個人)	自分自身や家族でできることは自ら行う
互助(近隣)	隣近所や友人・知人とお互いに支え合い、助け合う
共助(保険)	制度化された相互扶助(医療、年金、介護保険など)
公助(行政)	行政機関などが提供する福祉サービス (生活保護、人権擁護、虐待対策など)

### ■自助・互助・共助・公助のイメージ



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法律上の位置づけ

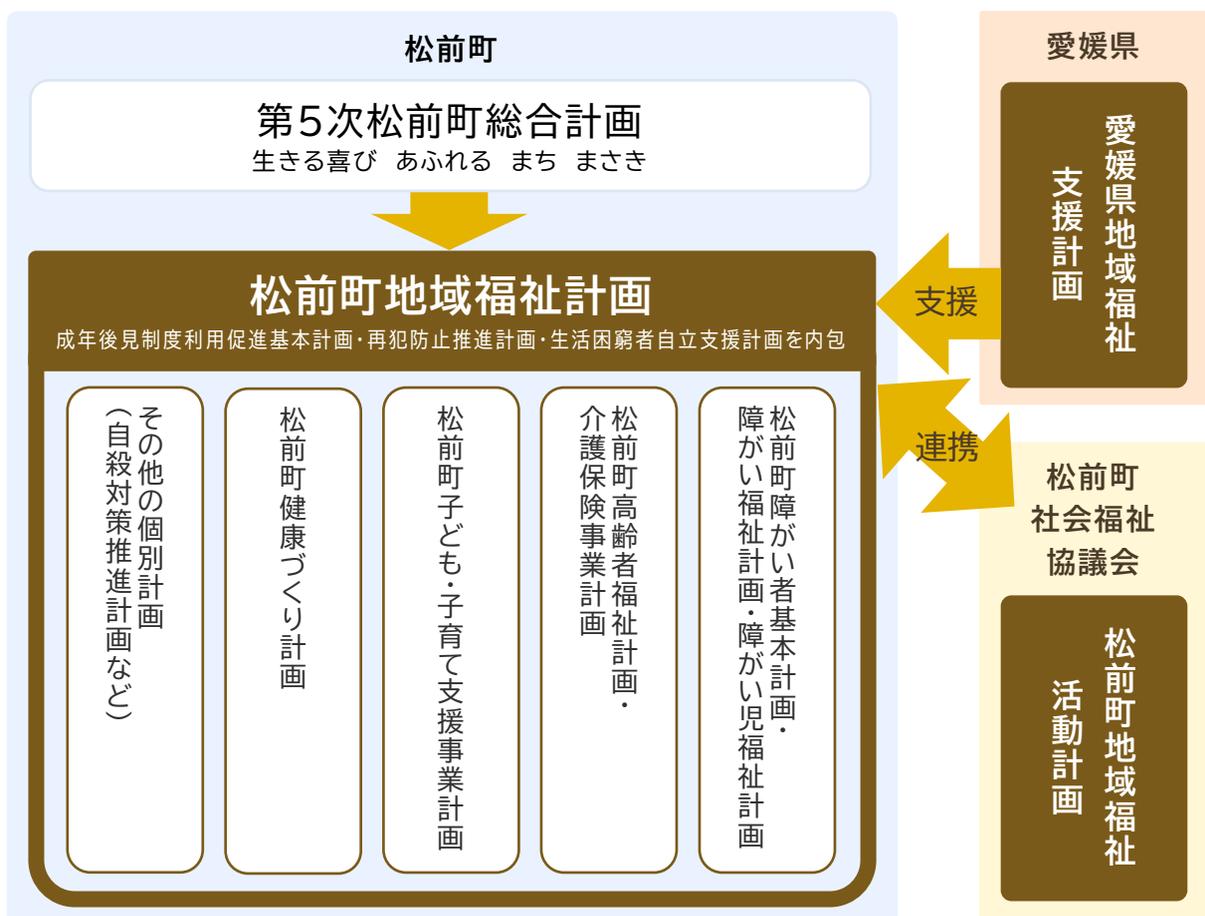
地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」及び「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

#### (2) 町の関連計画との関係

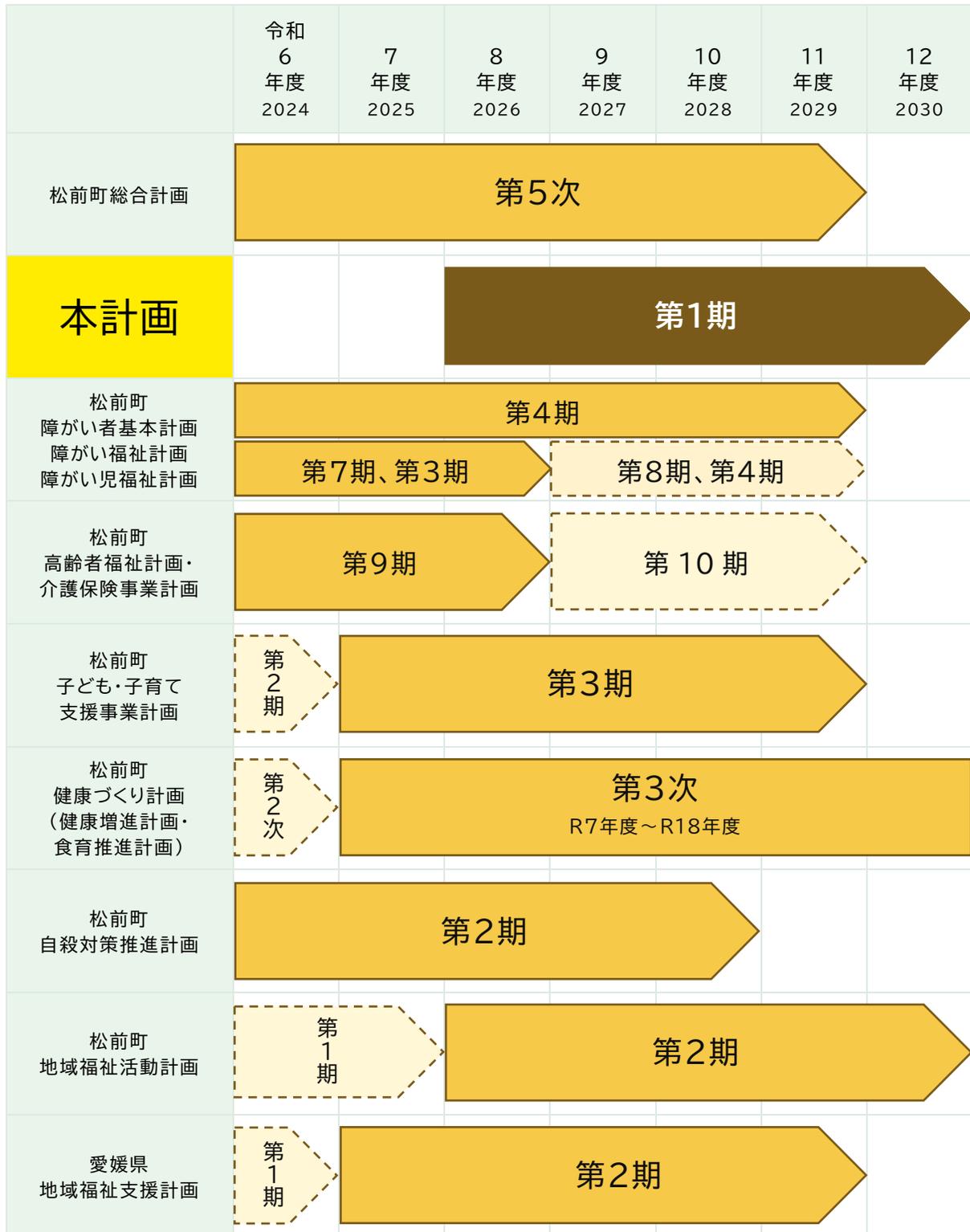
本計画は、松前町総合計画の基本理念及び施策の方向性に即して策定するものです。また、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけ、関連計画との整合性及び連携を図るものとします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援計画」を包含するものとします。



## 4 計画の期間

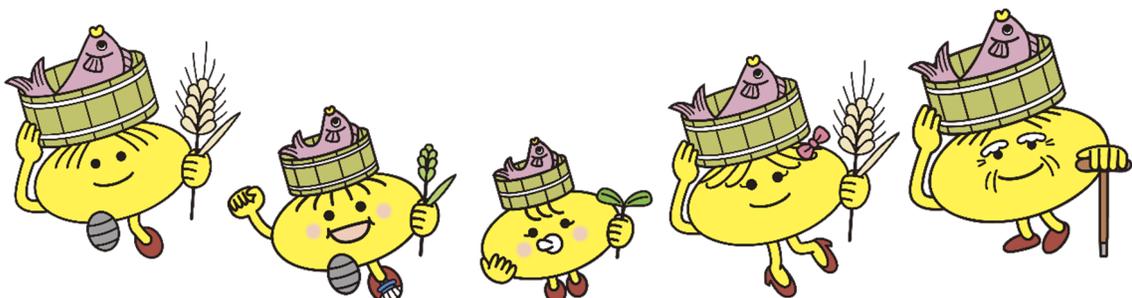
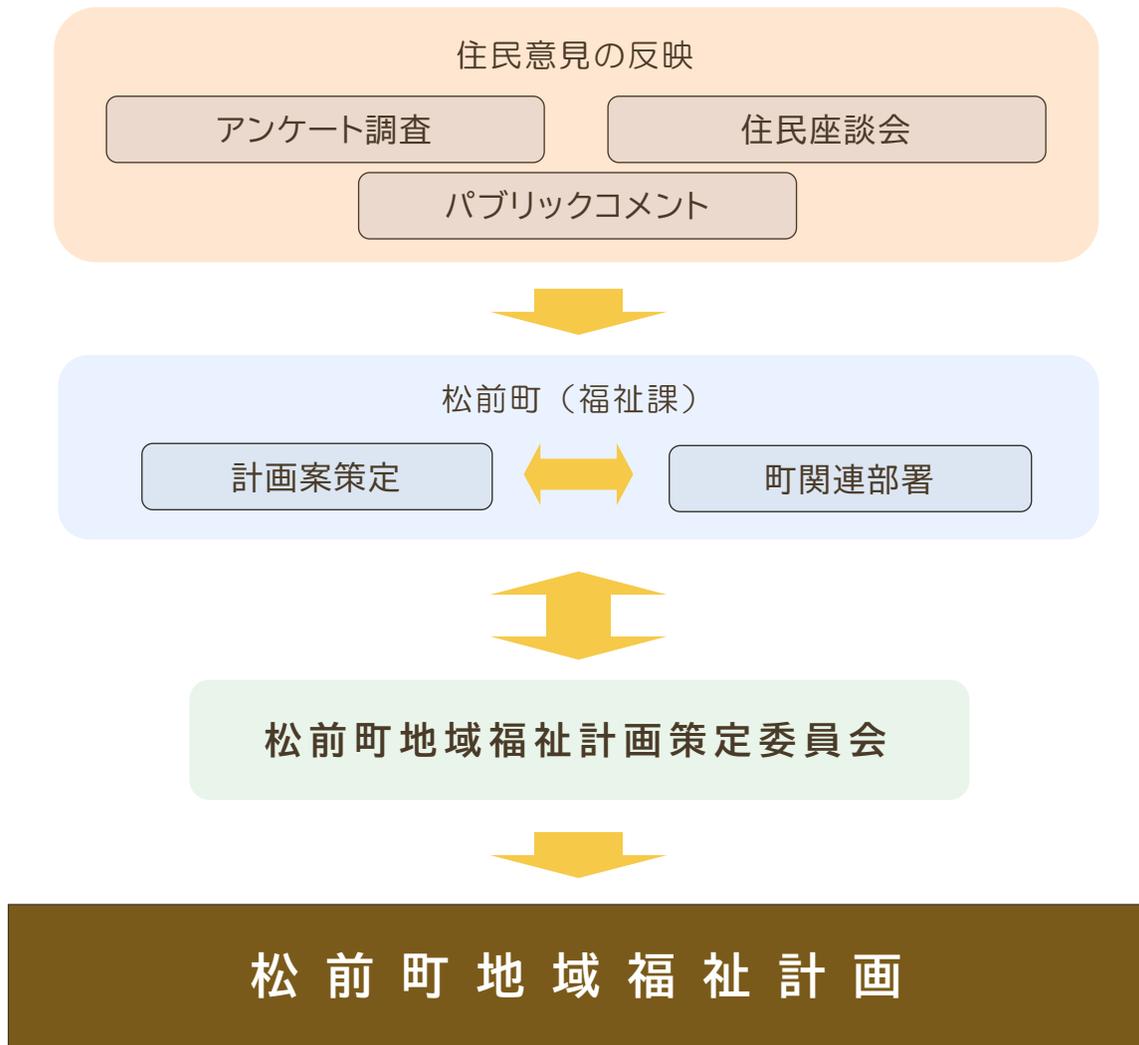
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度まで(2026年度～2030年度)の5年間とします。なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、住民及び地域福祉関係団体を対象としたアンケート調査、住民座談会を実施し、町役場内部の地域福祉に係る分野で施策の検討を行いました。

また、学識経験者や地域福祉に係る町内各種団体の代表者、社会福祉協議会職員などで構成する「松前町地域福祉計画策定委員会」において御審議いただき、パブリックコメントの実施を通して、広く住民の意見を反映した計画策定に努めました。



# 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 国の主な動向

令和2年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

### ■地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

### (1)重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものとして社会福祉法第106条の4に規定された事業です。人々の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

## (2) 災害対策基本法の改正

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。この教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。しかしながら、令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨等による災害等においても多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題がありました。これらを踏まえ、令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村において避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務化されました。また、令和7年の改正では、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、「福祉サービスの提供」が明記されるなど、被災者に対する福祉的支援が拡充されました。

## (3) こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進行や児童虐待、いじめなど、子どもを取り巻く様々な社会問題に対し、より本質的かつ効果的な対応を図ることを目的に、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。これにより、従来は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施されていた子どもに関する政策や支援が、一元的に推進される体制が整えられました。

また、令和4年には「こども基本法」が制定され、翌令和5年に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。法律では、子ども施策の基本理念に加え、「こども大綱」の策定や、子どもや若者の意見を施策に反映させるための仕組みなどが定められています。

さらに令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正後は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)が改正されました。これにより、ヤングケアラー支援や貧困の予防といった、子どもの将来や社会構造に大きな影響を与える課題への対策が、法律に明記されました。

これらの動きは、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体で子ども施策を総合的かつ強力に推進していくための重要な一歩となっています。

## (4) 孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。こうした状況を受け、令和6年に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について規定されました。

## 2 県の動向

令和2年に「愛媛県地域福祉支援計画」を策定し、県内市町の「地域福祉計画」の策定や施策を支援するとともに、広域的な視点に立った地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行により、地域の支え合い機能が弱体化し、生活困窮、子どもの貧困、介護と育児のダブルケアなどの福祉課題が複雑化・複合化しています。また、コロナ禍を通じて孤立や生活不安が顕在化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が喫緊の課題とされています。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組を一層着実に進めるため、令和7年に「第2期愛媛県地域福祉支援計画」が策定されました。

地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくりのため、小地域単位での支援体制強化、支え手・受け手の関係を超えた住民参加の促進を重視しています。

### ■第2期愛媛県地域福祉支援計画(令和7年3月策定)の概要

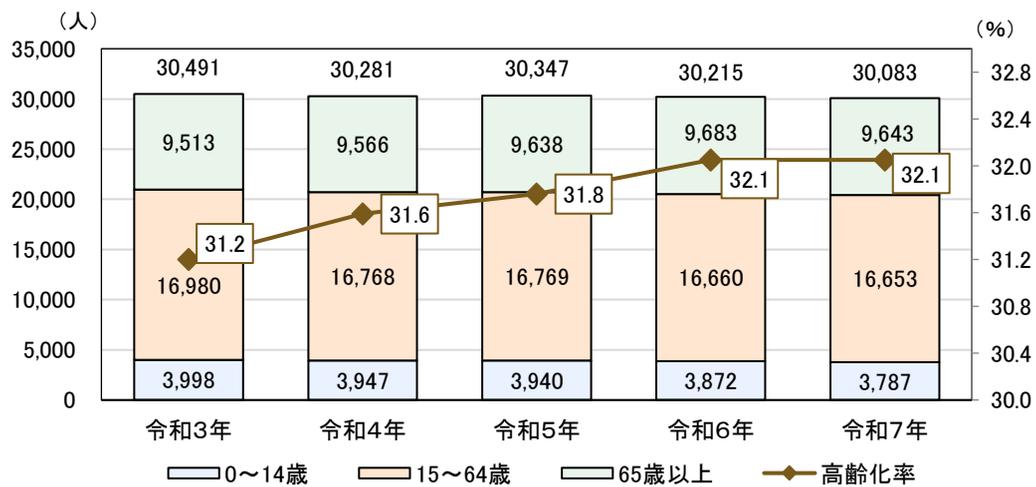
計画の期間	令和7年度～令和11年度(5年間)
基本理念	<p><b>「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」</b></p> <p>地域住民や関係者それぞれが、地域コミュニティに積極的に参画し、地域の一人ひとりが抱える課題に目を向け、その課題に一人ひとりが主体的に関わるとともに、世代や分野を超えて連携し、課題の解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」を目指す</p>
コンセプト	<p>基本理念の柱となるコンセプトを3つの視点で整理</p> <p>(1)課題の顕在化と課題解決に向けた仕組みの再構築  (2)地域住民や地域内外の多様な主体の参画  (3)横断的な支援体制の構築</p>
基本施策	<p>3つの基本施策を掲げ、基本理念の実現に向けた各種取組を推進</p> <p><b>基本施策1 地域福祉を支える人づくり</b></p> <p>(1)福祉の意識・機運の醸成 (2)福祉人材の確保・定着  (3)福祉人材の資質向上 (4)NPO・ボランティア等の育成</p> <p><b>基本施策2 安心して暮らせる地域(まち)づくり</b></p> <p>(1)小地域単位での活動の促進 (2)住民参加・交流の促進  (3)NPO・ボランティア等との連携促進 (4)他分野との連携・協働  (5)社会教育との連携 (6)バリアフリーの推進  (7)人権対策の推進 (8)災害対策の推進</p> <p><b>基本施策3 福祉サービスの仕組み(基盤)づくり</b></p> <p>(1)地域福祉ネットワークづくり (2)地域における相談支援体制等の充実  (3)地域包括ケア体制の推進 (4)様々な課題を抱える方への横断的支援  (5)災害時における要配慮者等への支援 (6)多文化共生  (7)福祉サービスを適切に利用できる環境づくり  (8)包括的な支援体制整備の推進</p>

### 3 統計から見る松前町の現状

#### (1)人口と世帯の状況

本町の総人口は、増減を繰り返しながらも若干の減少傾向にあり、令和7年には30,083人となっています。年齢3区分別に見ると、15～64歳(生産年齢人口)及び65歳以上(老年人口)は維持されているのに対し、0～14歳(年少人口)は減少が続いています。高齢化率は上昇傾向にあり、令和7年で32.1%となっています。

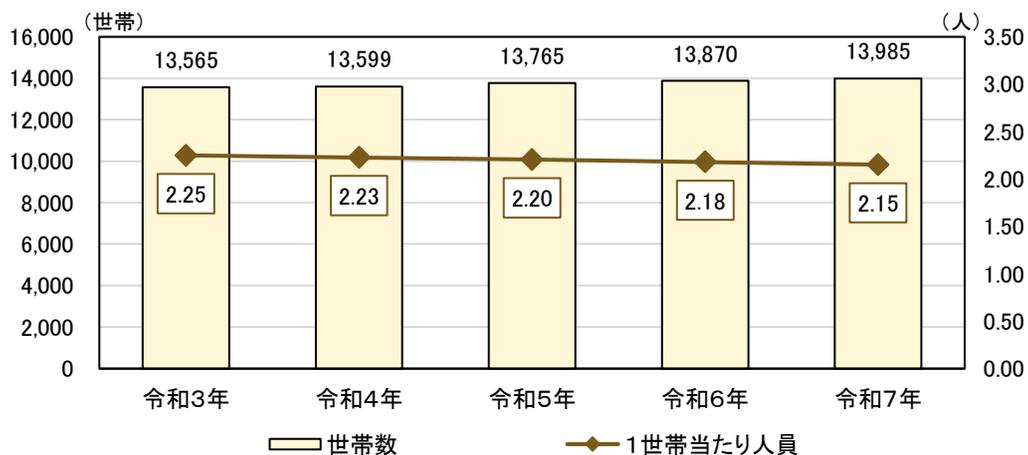
#### ■総人口と年齢3区分別人口、高齢化率の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

世帯数と1世帯当たり人員の推移を見ると、世帯数の増加に伴い、1世帯当たり人員が減少する傾向にあります。令和7年では、世帯数が13,985世帯、1世帯当たり人員が2.15人となっています。

#### ■世帯数と1世帯当たり人員の推移

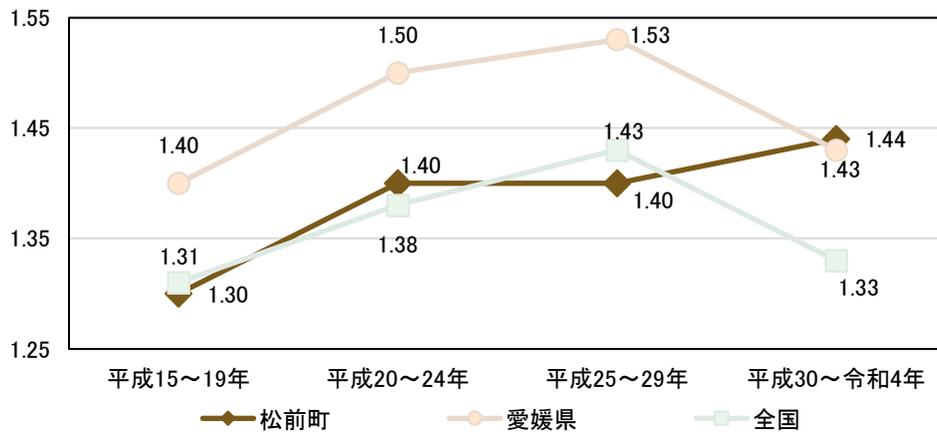


資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

## (2)合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、平成30年から令和4年までの期間において、本町は1.44となっており、全国の1.33を上回りました。県との比較では、本町は下回る傾向にあったものの、平成30～令和4年に同水準になっています。

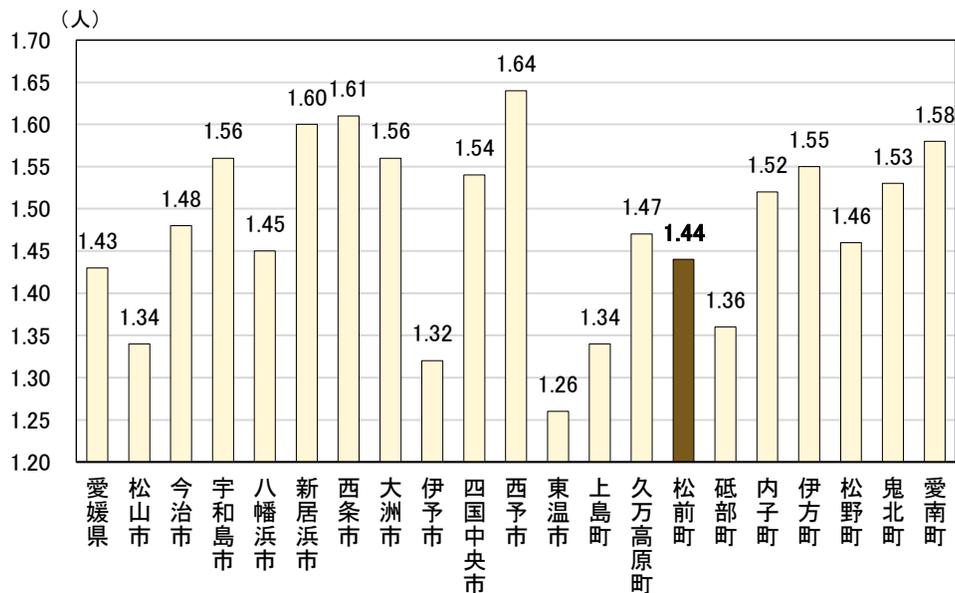
### ■合計特殊出生率(バイズ推定値)の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

本町の合計特殊出生率は1.44となっており、愛媛県の1.43を上回ったものの、県下20市町中15番目と決して高くはありません。

### ■愛媛県下の合計特殊出生率(バイズ推定値)

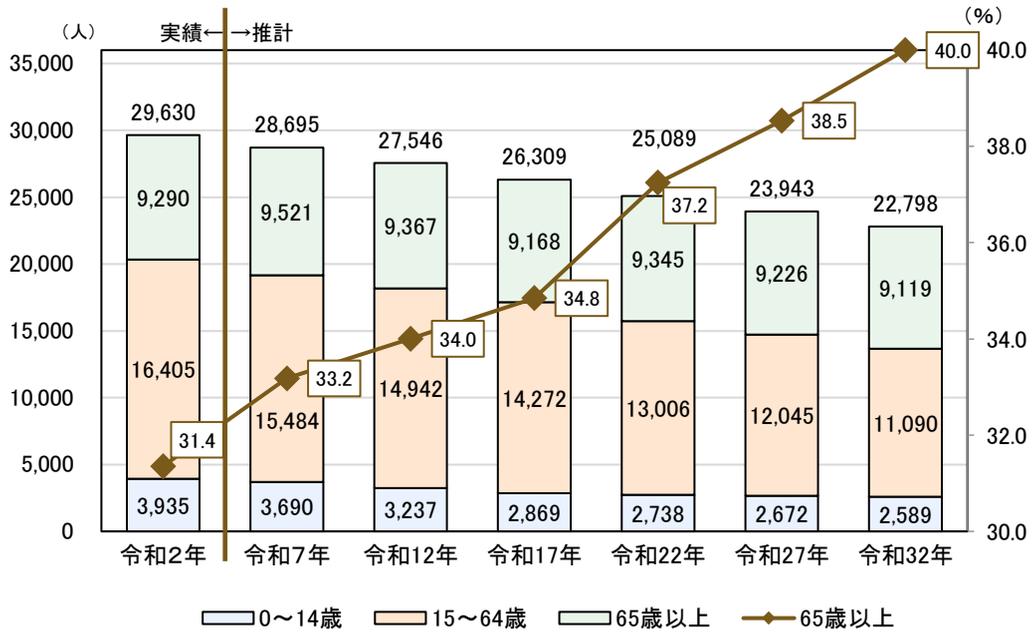


資料：人口動態保健所・市区町村別統計(平成30年～令和4年)

### (3) 将来推計人口

令和5年の推計によると、総人口は減少の一途をたどり、令和32年には23,000人を下回ることが予想されています。人口減少に伴い高齢化が進行し、高齢化率は令和32年に40%に到達する予想です。

#### ■ 総人口の推計

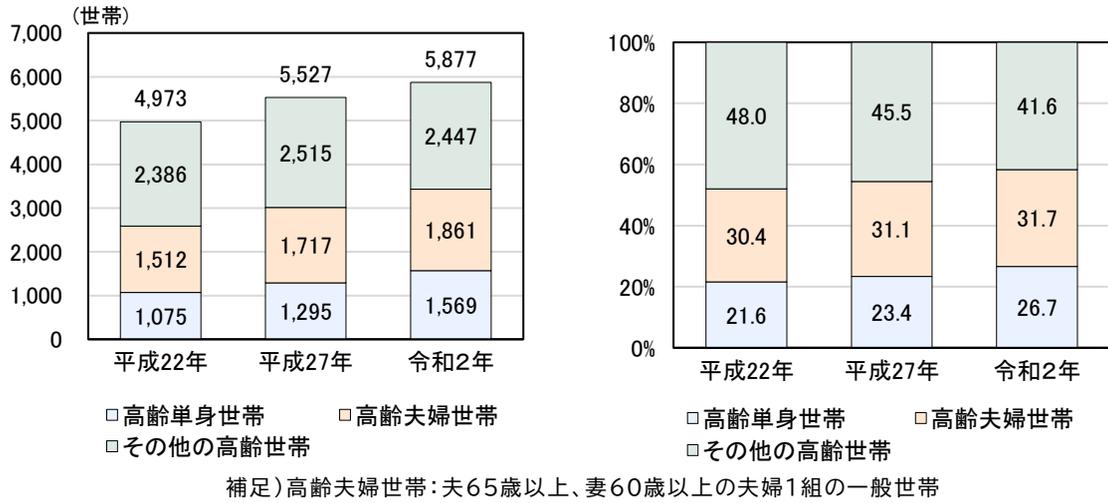


資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和2年は国勢調査の実績値）

#### (4) 高齢者の状況

高齢者のいる世帯の推移を見ると、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が世帯数・割合ともに年々上昇しており、特に高齢単身世帯の増加が顕著になっています。令和2年では、高齢単身世帯が1,569世帯、26.7%となっています。高齢者のいる世帯のうち、過半数を高齢者のみの世帯が占めています。

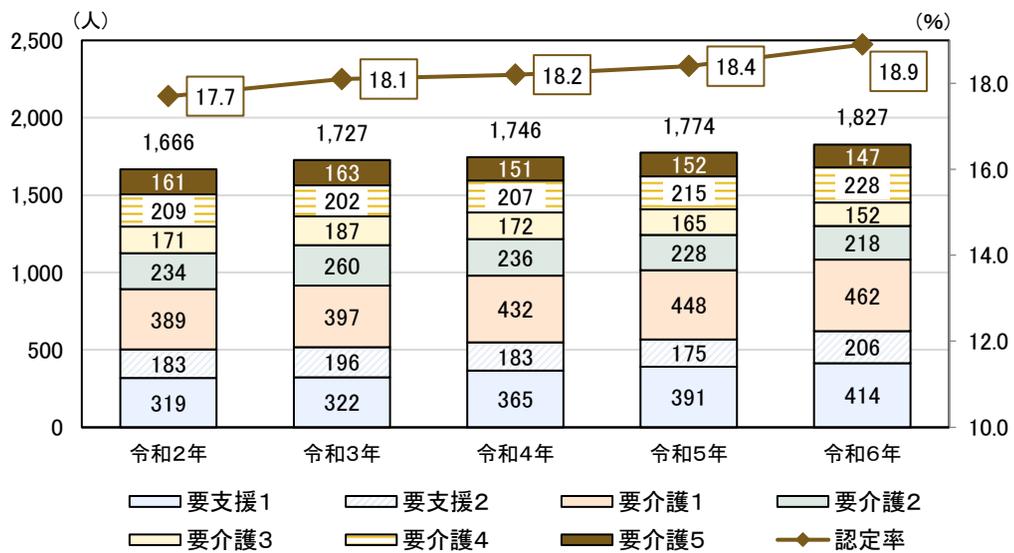
##### ■ 高齢者のいる世帯の推移(高齢者世帯数、高齢者世帯数比)



資料: 国勢調査

要支援・要介護認定者数の推移を見ると、増加傾向にあり、令和6年で1,827人となっています。認定率については、上昇の一途をたどっています。

##### ■ 要支援・要介護認定者数、認定率の推移



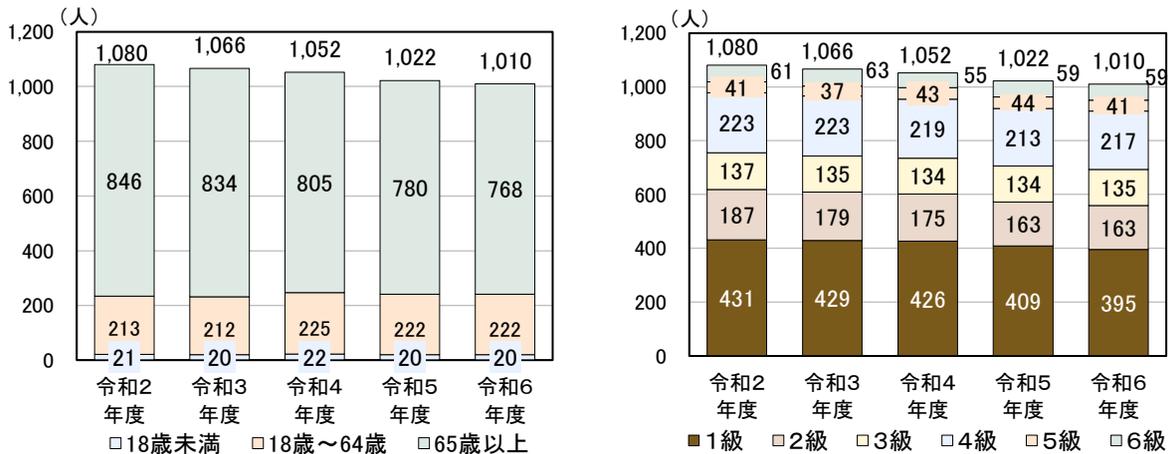
資料: 厚生労働省 介護保険事業状況報告(各年3月末日現在)

## (5)障がいのある人の状況

### ☀️ 身体障害者手帳

身体障害者手帳保持者数の推移を見ると、65歳以上の年齢で減少傾向にあります。等級別では、特に1級の人数が減少しています。

#### ■身体障害者手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)

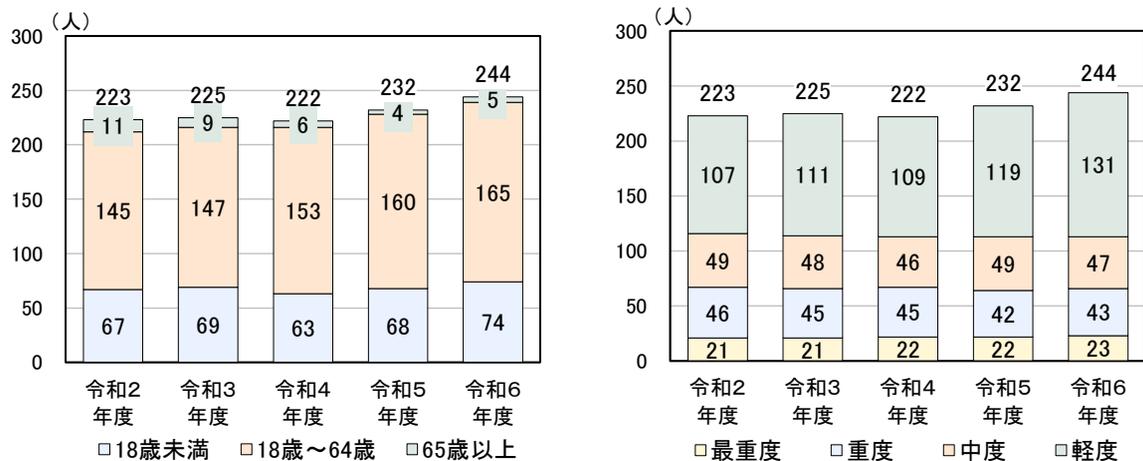


資料:福祉課(各年度3月末日現在)

### ☀️ 療育手帳

療育手帳保持者数の推移を見ると、微増傾向にあり、令和6年度は244人となっています。等級別では、軽度が増加しています。

#### ■療育手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)

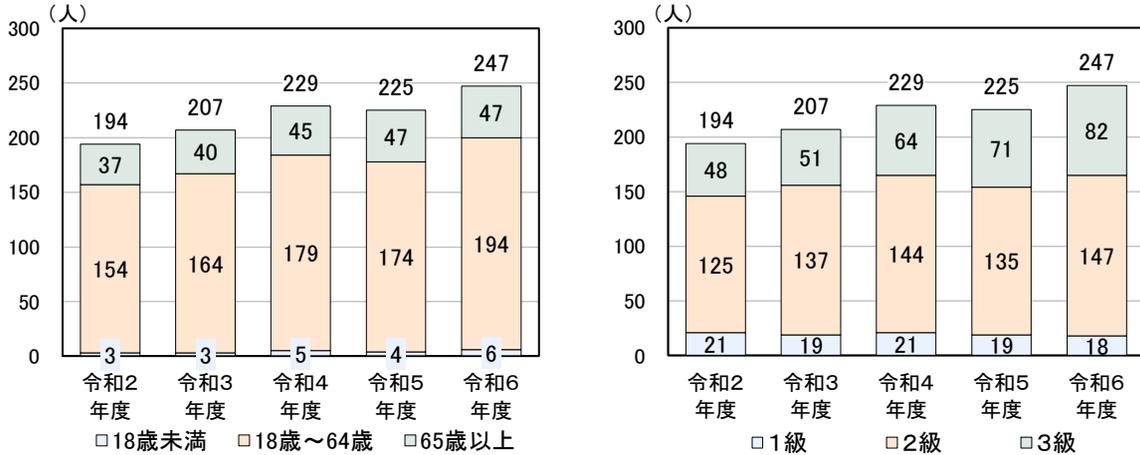


資料:福祉課(各年度3月末日現在)

## ☀️ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移を見ると、増減を繰り返しながらも、全体的に増加傾向にあります。等級別では、特に3級が増加しています。

### ■精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移(年齢別・等級別)



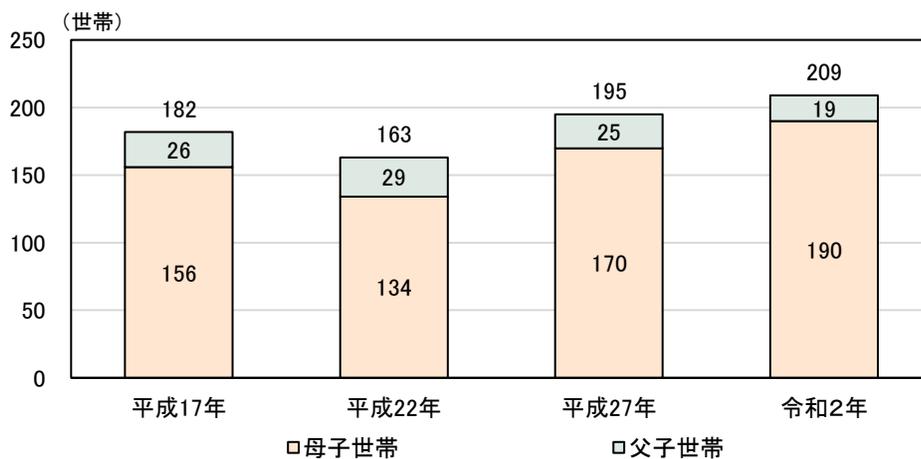
資料：福祉課(各年度3月末日現在)

## (6) その他の支援を要する人の状況

### ☀️ ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移を見ると、平成22年には減少したものの、平成27年以降は母子世帯が増加傾向にあります。令和2年は母子世帯190世帯、父子世帯19世帯となっています。

### ■ひとり親世帯数の推移



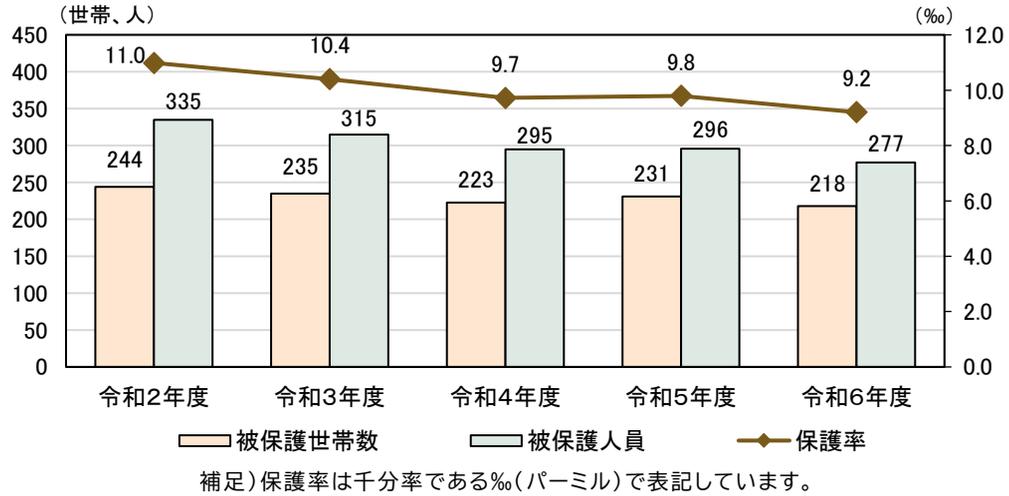
補足) 国勢調査におけるひとり親世帯とは、「核家族のうち未婚、死別又は離婚の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯」とされています。

資料：国勢調査

## ☀️ 生活が困窮している人

生活保護世帯数・人員の推移を見ると、令和5年度に一時増加したものの、減少傾向が続いています。令和6年度には、被保護世帯数218世帯、被保護人員277人、保護率9.2%となっています。

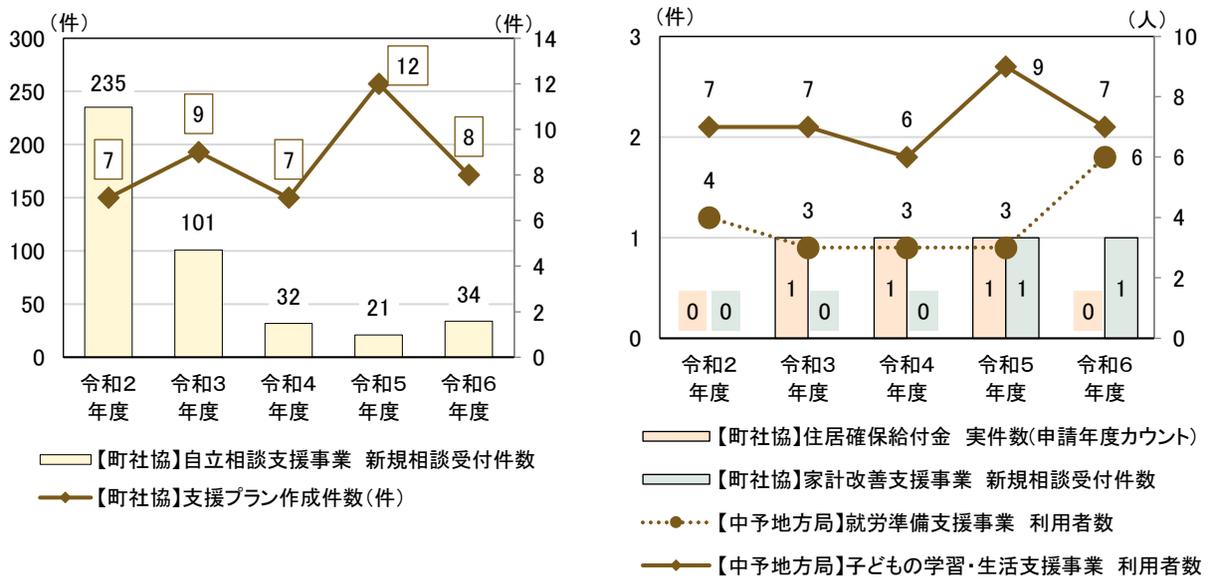
### ■生活保護世帯数・人員・保護率の推移



資料：松前町統計書(各年度3月末日現在)

生活困窮者に関する支援状況の推移を見ると、自立相談支援事業の新規相談受付件数は、令和2年度・令和3年度はコロナ禍の影響で大幅に増えたものの、令和4年度以降は30件前後に落ち着いています。その他の個別の支援事業については、件数は0～1件、利用者数は3～9人と、小規模で推移しています。

### ■生活困窮者に関する支援状況の推移

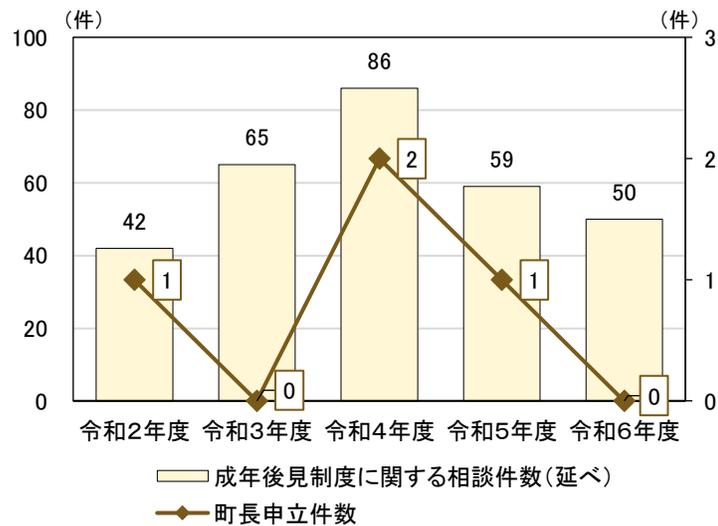


資料：福祉課(各年度3月末日現在)

## ☀️ 成年後見制度

成年後見制度の利用状況について見ると、令和2年度から令和4年度にかけて相談件数が増加したものの、令和5年度以降は減少し、令和6年度で50件となっています。町長申立件数は、0～2件で推移しています。

### ■ 成年後見制度利用状況の推移

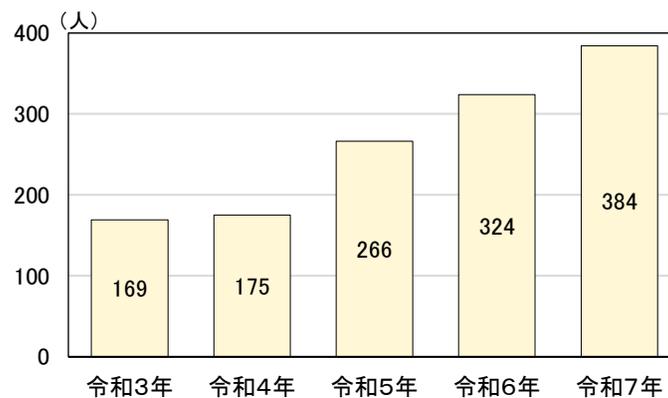


資料：福祉課(各年度3月末日現在)

## ☀️ 在留外国人

在留外国人数の推移を見ると、令和5年から大きく増加し、令和7年には384人となっています。

### ■ 在留外国人数の推移



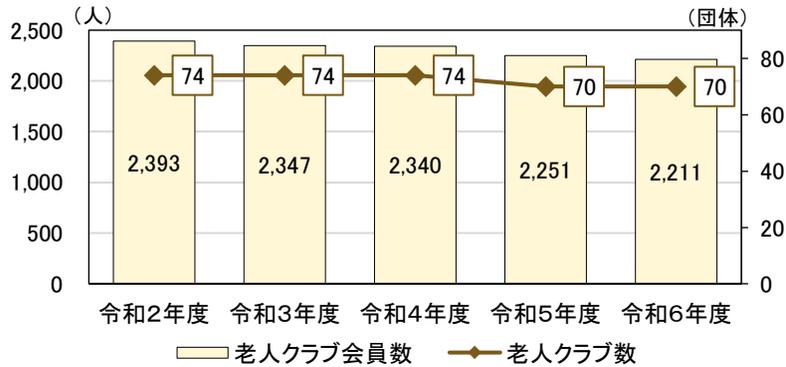
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

## (7) 地域活動の状況

### ☀️ 老人クラブ

老人クラブ会員数・団体数の推移を見ると、会員数・団体数ともに減少傾向にあり、令和6年度で会員数は2,211人、団体数は70団体となっています。

#### ■ 老人クラブ会員数・団体数の推移

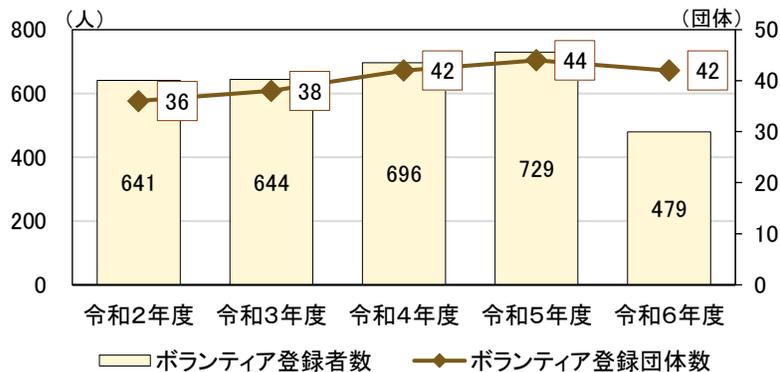


資料：福祉課（各年度4月1日現在）

### ☀️ ボランティア

ボランティア登録者数・団体数の推移を見ると、令和5年度まで増加傾向にあったものの、令和6年度に登録者数が250人減り、479人・42団体となっています。

#### ■ ボランティア登録者数・登録団体数の推移



資料：松前町 ボランティア団体名簿（社会福祉協議会）（各年度3月末日現在）

### ☀️ 認知症サポーター

認知症サポーター数は増加傾向にあり、令和6年度で1,479人となっています。

#### ■ 認知症サポーター数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認知症サポーター数(人)	1,322	1,322	1,378	1,378	1,479

資料：福祉課（各年度3月末日現在）

## 4 調査から見る松前町の現状

本計画の策定に当たり、住民及び福祉団体が感じている地域の現状や課題、地域福祉に関する考えを把握し、施策の立案等に活用することを目的に、下記の調査を実施しました。

区分	概要
住民アンケート	町内在住の満18歳以上の住民2,000名を無作為抽出し、地域福祉に関する意見や地域活動への参加状況を調査しました。
団体アンケート・ヒアリング	町内で活動する福祉関係の16団体にアンケート調査を実施し、その中の11団体に個別で対面ヒアリングを行いました。
住民座談会	小学校区ごとに各1回、区長や民生委員・児童委員など各回約30名に御参加いただき、地域課題やその解決の取組について話し合いました。

### (1) 住民アンケート

#### 調査概要

調査対象者	松前町在住の満18歳以上の住民(無作為抽出した2,000名に配布)
調査期間	令和6年9月24日～10月24日
調査方法	郵送による配布・回収及びWEBでの回答
回収件数	886件(郵送:722件、WEB:164件)(回収率44.3%)

#### 調査結果の見方

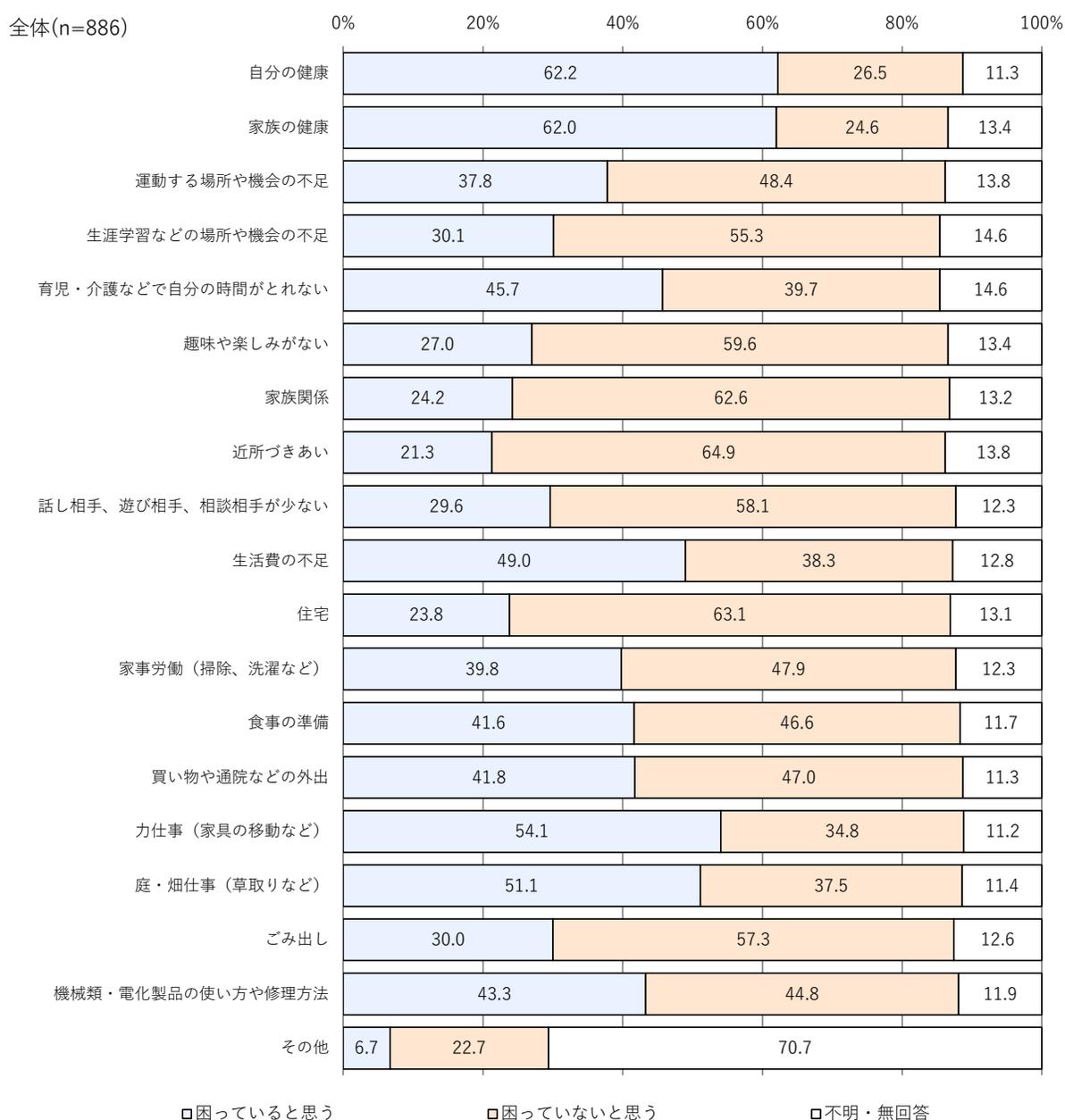
- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

## ☀️ 主な調査結果

### 《将来の暮らしで不安なこと》

毎日の暮らしの中で、現在は困っていないが10年後くらいに困っていると思うことをたずねると、「自分の健康」が62.2%と最も高く、次いで「家族の健康」が62.0%となっています。将来の健康状態に懸念を抱く人の多い状況がうかがえます。また、「力仕事」「庭・畑仕事」への不安も多く見られます。

### 【毎日の暮らしの中で、10年後くらいに困っていると思うこと】(単数回答)



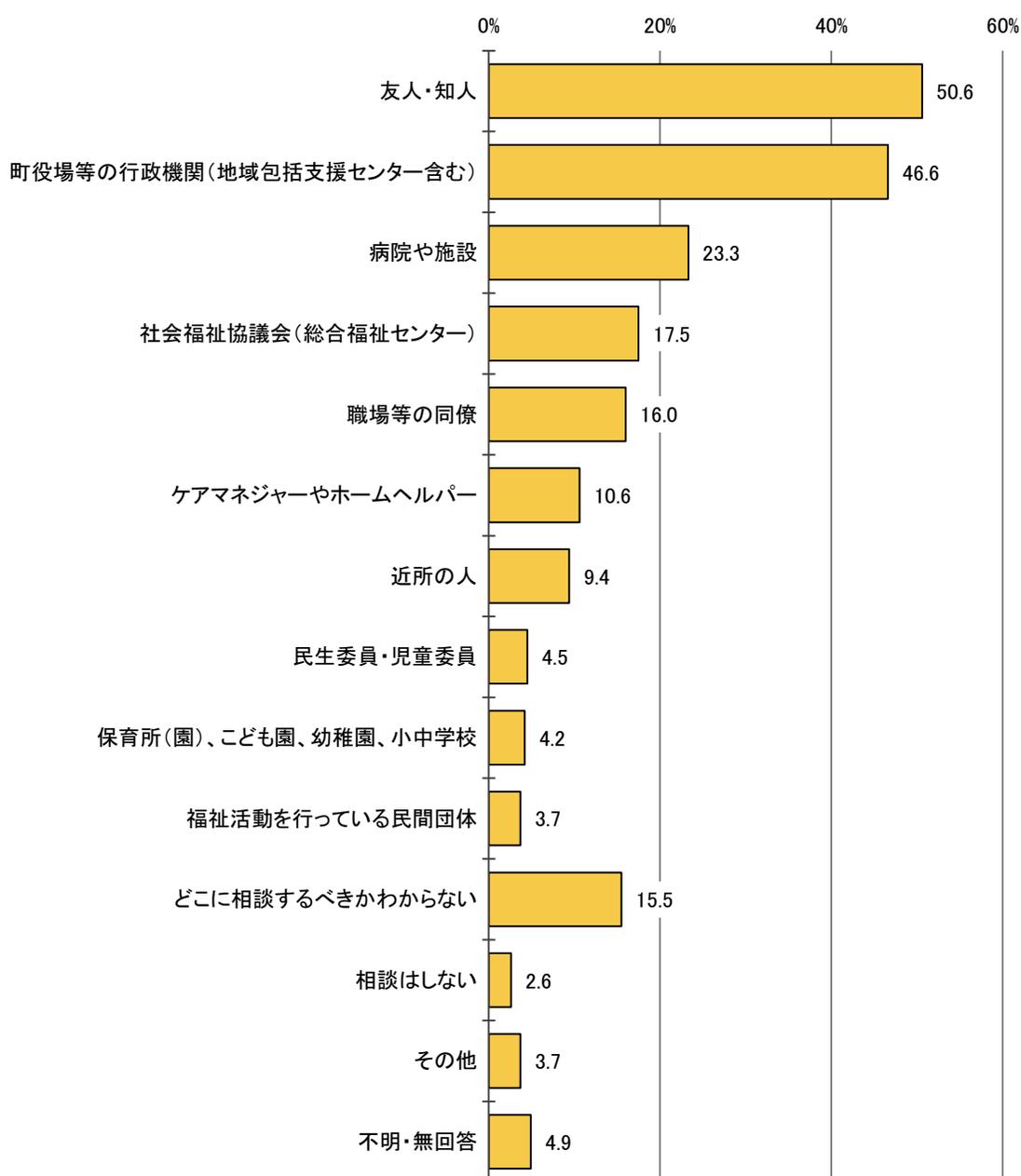
### 《生活上の困りごとの相談先》

自分や家族が生活上の困りごとを抱えたとき、家族以外でどこ(誰)に相談するかをたずねると、「友人・知人」が50.6%と最も高く、次いで「町役場等の行政機関(地域包括支援センター含む)」が46.6%、「病院や施設」が23.3%となっています。

「どこに相談すべきかわからない」は15.5%で、相談窓口の周知が求められます。

### 【自分や家族が生活上の困りごとを抱えたときの相談先】(複数回答)

n=886



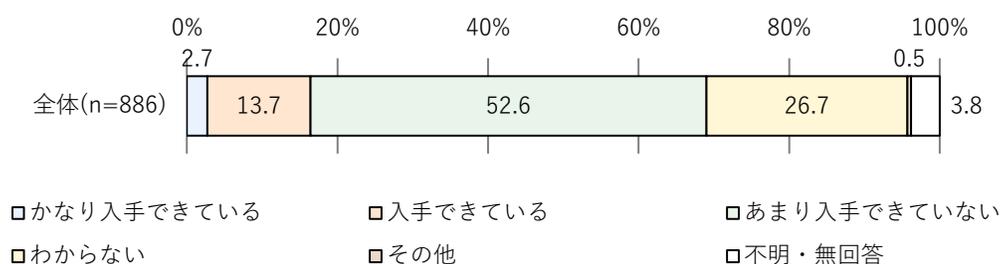
### 《福祉情報の入手》

行政が提供する福祉のサービスに関する情報をどの程度入手できているかたずねると、「あまり入手できていない」が52.6%と最も高く、次いで「わからない」が26.7%、「入手できている」が13.7%となっています。

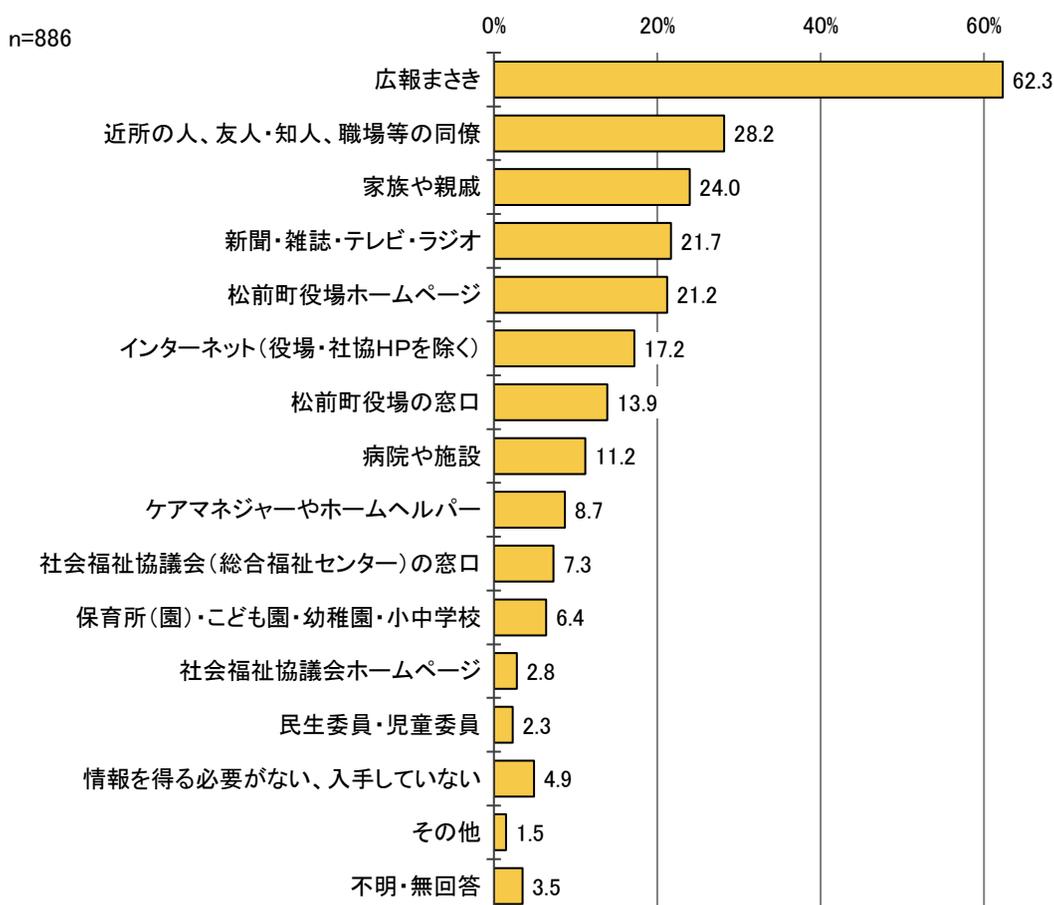
福祉のサービスに関する情報の入手先について見ると、「広報まさき」が62.3%と最も高く、次いで「近所の人、友人・知人、職場等の同僚」が28.2%、「家族や親戚」が24%となっています。

他の項目に倍以上の差をつけて、「広報まさき」が情報源となっています。

【福祉のサービスに関する情報の入手状況】(単数回答)



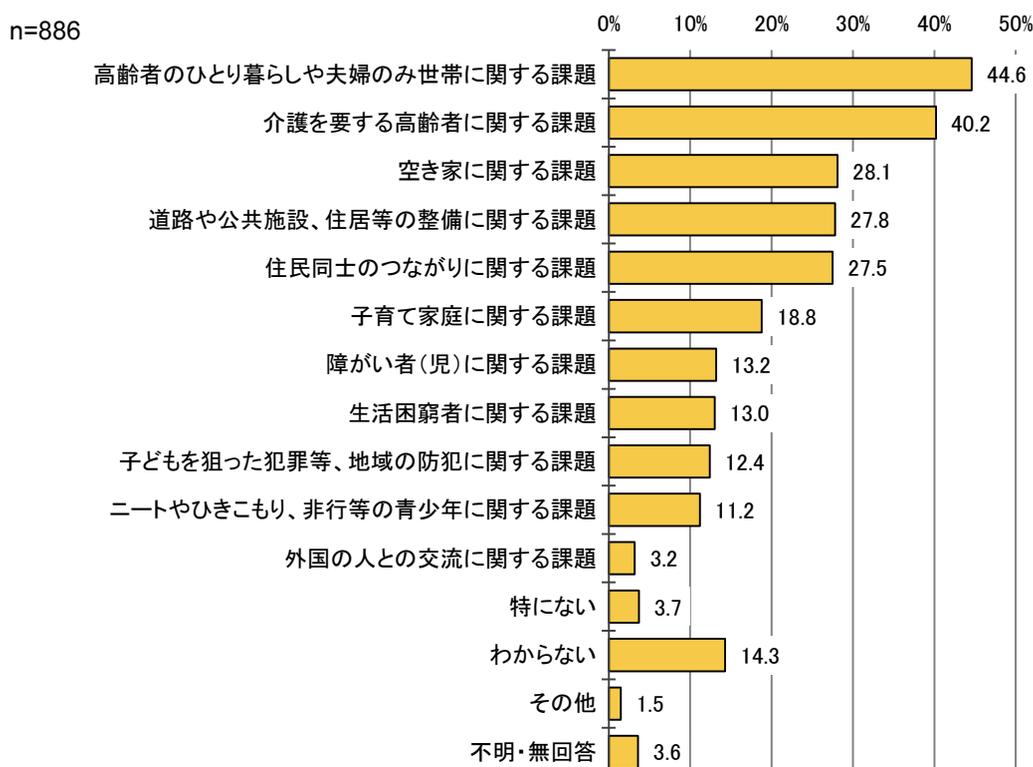
【福祉のサービスに関する情報をどこから入手していますか】(複数回答)



## 《地域の福祉課題》

地域の福祉課題についてたずねると、いずれの校区でも「高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯に関する課題」が最も高くなっています。特に岡田校区では、50.6%と過半数を超えています。また、松前校区では「住民同士のつながりに関する課題」、北伊予校区では「空家に関する課題」がそれぞれほかの校区より高くなっており、校区による傾向の差が見られました。

【あなたの地域には、福祉のどのような課題があると思いますか】(複数回答)



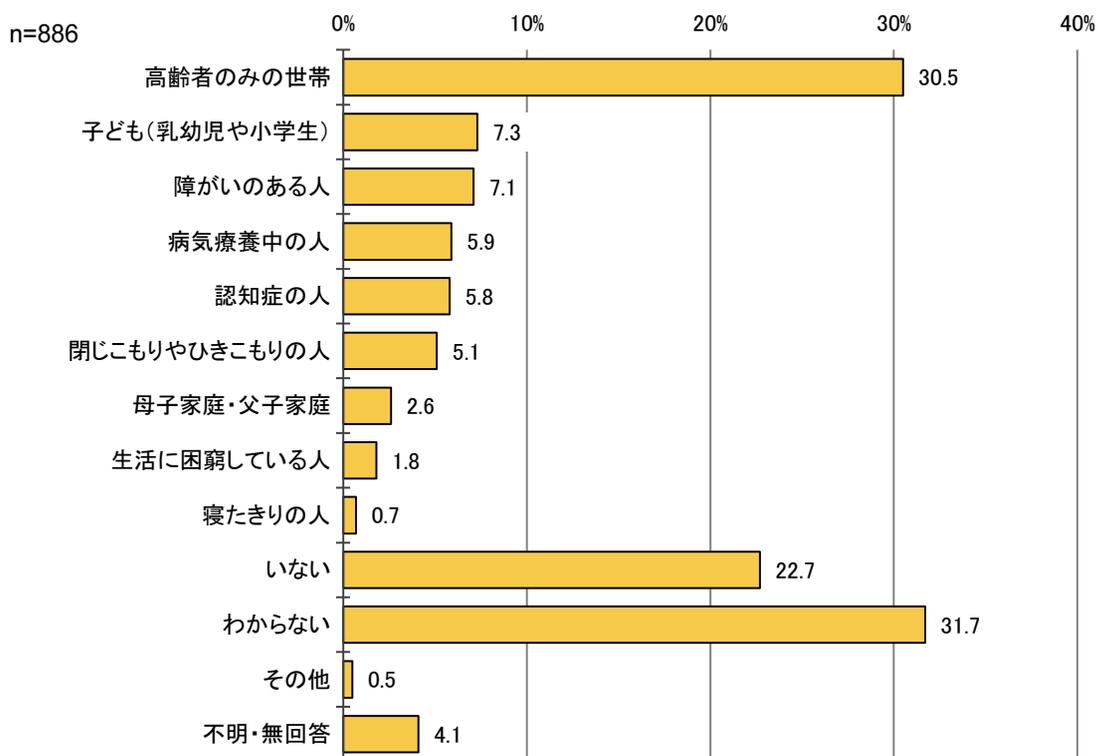
## 校区別

校区別	%	高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯に関する課題	介護を要する高齢者に関する課題	空き家に関する課題	道路や公共施設、住居等の整備に関する課題	住民同士のつながりに関する課題
		全体(n=886)	44.6	40.2	28.1	27.8
松前校区(n=365)	42.7	37.8	28.2	30.7	32.1	
北伊予校区(n=211)	42.2	40.8	30.3	25.6	21.8	
岡田校区(n=271)	50.6	43.5	26.9	26.9	28.4	
校区別	%	子育て家庭に関する課題	障がい者(児)に関する課題	生活困窮者に関する課題	子どもを狙った犯罪等、地域の防犯に関する課題	ニートやひきこもり、非行等の青少年に関する課題
		全体(n=886)	18.8	13.2	13.0	12.4
松前校区(n=365)	20.8	12.6	15.9	13.2	11.5	
北伊予校区(n=211)	16.1	14.7	10.4	9.5	10.0	
岡田校区(n=271)	19.2	13.3	12.2	14.4	11.8	
校区別	%	外国の人との交流に関する課題	特になし	わからない	その他	不明・無回答
		全体(n=886)	3.2	3.7	14.3	1.5
松前校区(n=365)	4.4	2.2	14.2	1.4	2.7	
北伊予校区(n=211)	0.9	6.2	13.3	0.9	4.3	
岡田校区(n=271)	3.7	4.1	14.4	2.2	2.6	

## 《近所で支援が必要な人》

近所に支援の必要な人がいるかをたずねると、全体の結果では、「わからない」が最多の31.7%となっており、次いで「高齢者のみの世帯」が30.5%となっています。校区別に見ると、松前校区では「わからない」がほかの校区より高くなっています。

【近所に、見守りなど支援が必要な人、気にかかる人はいますか】(複数回答)



## 校区別

校区別	%	高齢者のみの世帯	子ども(乳幼児や小学生)	障がいのある人	病気療養中の人	認知症の人
		全体(n=886)	30.5	7.3	7.1	5.9
松前校区(n=365)		23.8	6.8	6.0	3.6	2.2
北伊予校区(n=211)		34.1	10.4	8.5	7.1	7.6
岡田校区(n=271)		35.4	6.3	7.0	7.7	8.9

校区別	%	閉じこもりやひきこもりの人	母子家庭・父子家庭	生活に困窮している人	寝たきりの人	いない
		全体(n=886)	5.1	2.6	1.8	0.7
松前校区(n=365)		4.7	1.6	2.5	0.8	24.9
北伊予校区(n=211)		5.7	2.4	1.4	0.5	20.4
岡田校区(n=271)		5.2	4.4	1.5	0.7	23.2

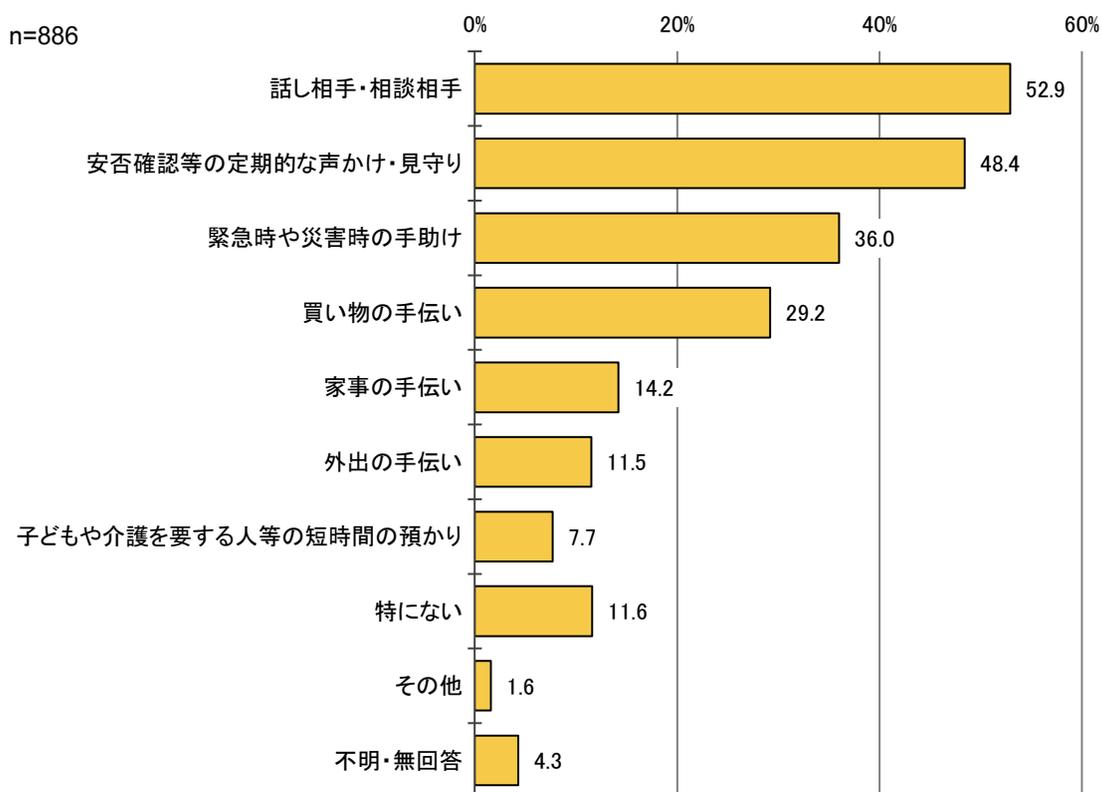
  

校区別	%	わからない	その他	不明・無回答
		全体(n=886)	31.7	0.5
松前校区(n=365)		37.3	0.5	3.0
北伊予校区(n=211)		26.1	0.5	4.3
岡田校区(n=271)		28.4	0.4	4.1

### 《自分にできる支援》

身近なところで困っている人がいた場合、どのような支援ができると思うかたずねると、「話し相手・相談相手」が52.9%と最も高く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が48.4%、「緊急時や災害時の手助け」が36.0%となっています。

【身近に困っている人がいた場合に、自分にできそうな支援】(複数回答)



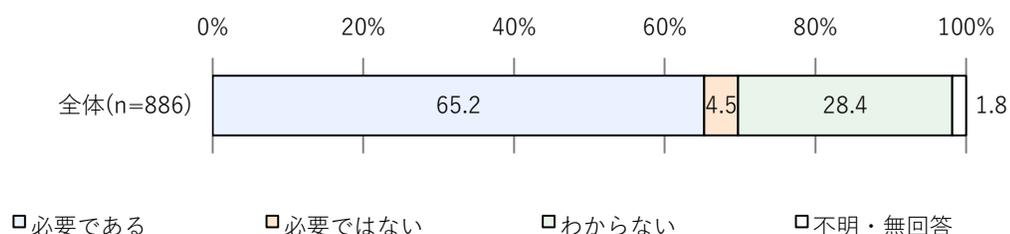
### 校区別

校区別	%	話し相手・相談相手	安否確認等の定期的な声かけ・見守り	緊急時や災害時の手助け	買い物の手伝い	家事の手伝い
		全体(n=886)	52.9	48.4	36.0	29.2
松前校区(n=365)	52.9	48.2	34.8	33.2	15.1	
北伊予校区(n=211)	57.3	51.2	36.5	29.9	10.9	
岡田校区(n=271)	52.8	49.1	39.5	25.5	17.3	
校区別	%	外出の手伝い	子どもや介護を要する人等の短時間の預かり	特にない	その他	不明・無回答
		全体(n=886)	11.5	7.7	11.6	1.6
松前校区(n=365)	12.6	8.8	12.1	0.8	3.0	
北伊予校区(n=211)	10.0	6.6	7.6	1.9	4.7	
岡田校区(n=271)	11.8	7.7	13.3	1.8	3.7	

### 《自主的な支え合いや助け合い》

地域での自主的な支え合いや助け合いは必要であると思うかたずねると、「必要である」が65.2%と最も高く、次いで「わからない」が28.4%、「必要ではない」が4.5%となっています。

【地域での自主的な支え合いや助け合いは必要であると思いますか】(単数回答)

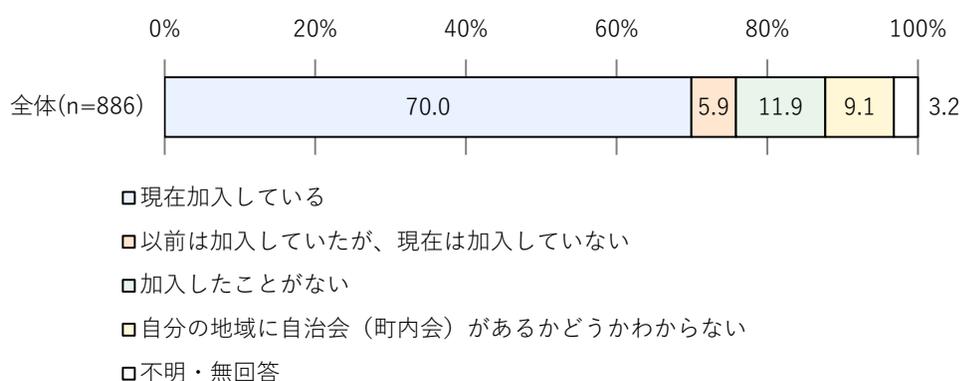


### 《自治会の加入状況》

自治会(町内会)への加入状況をたずねると、「現在加入している」が70.0%と最も高く、次いで「加入したことがない」が11.9%、「自分の地域に自治会(町内会)があるかどうかわからない」が9.1%となっています。

校区別に見ると、「現在加入している」の割合は岡田校区が79%で最も高く、次いで北伊予校区の75.8%、松前校区の61.6%となっています。

【自治会(町内会)への加入状況】(単数回答)

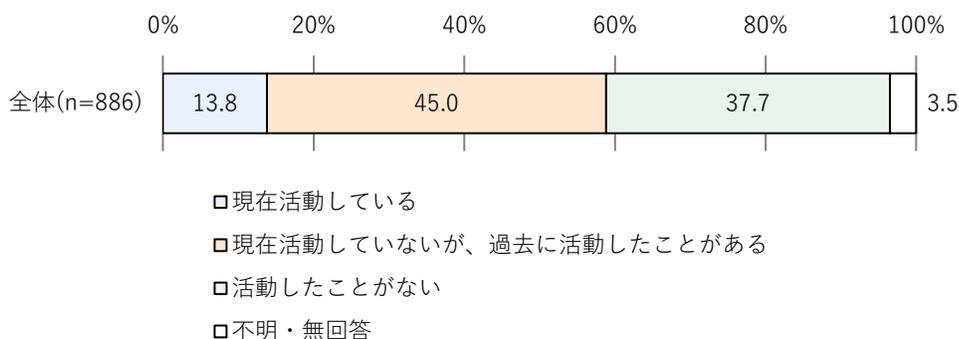


校区別	%	加入状況				
		現在加入している	以前は加入していたが、現在は加入していない	加入したことがない	自分の地域に自治会(町内会)があるかどうかわからない	不明・無回答
全体(n=886)		70.0	5.9	11.9	9.1	3.2
松前校区(n=365)		61.6	4.7	18.4	13.2	2.2
北伊予校区(n=211)		75.8	7.1	5.2	7.1	4.7
岡田校区(n=271)		79.0	6.6	7.0	5.9	1.5

### 《地域活動の参加状況》

松前町で公民館や子ども会、PTA等の地域活動をしたことがあるかたずねると、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が45.0%と最も高く、次いで「活動したことがない」が37.7%、「現在活動している」が13.8%となっています。

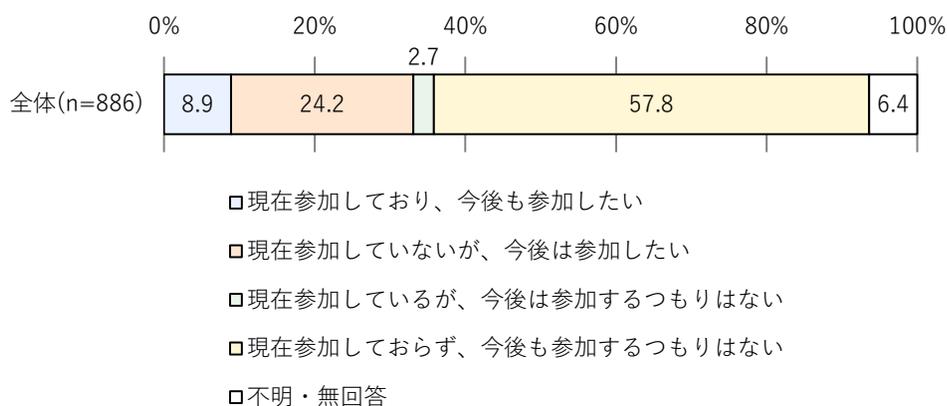
【地域活動への参加状況】(単数回答)



### 《ボランティア活動の参加状況》

ボランティア活動への個人的な参加状況と今後の参加意向をたずねると、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が57.8%と最も高く、次いで「現在参加していないが、今後は参加したい」が24.2%、「現在参加しており、今後は参加したい」が8.9%となっています。

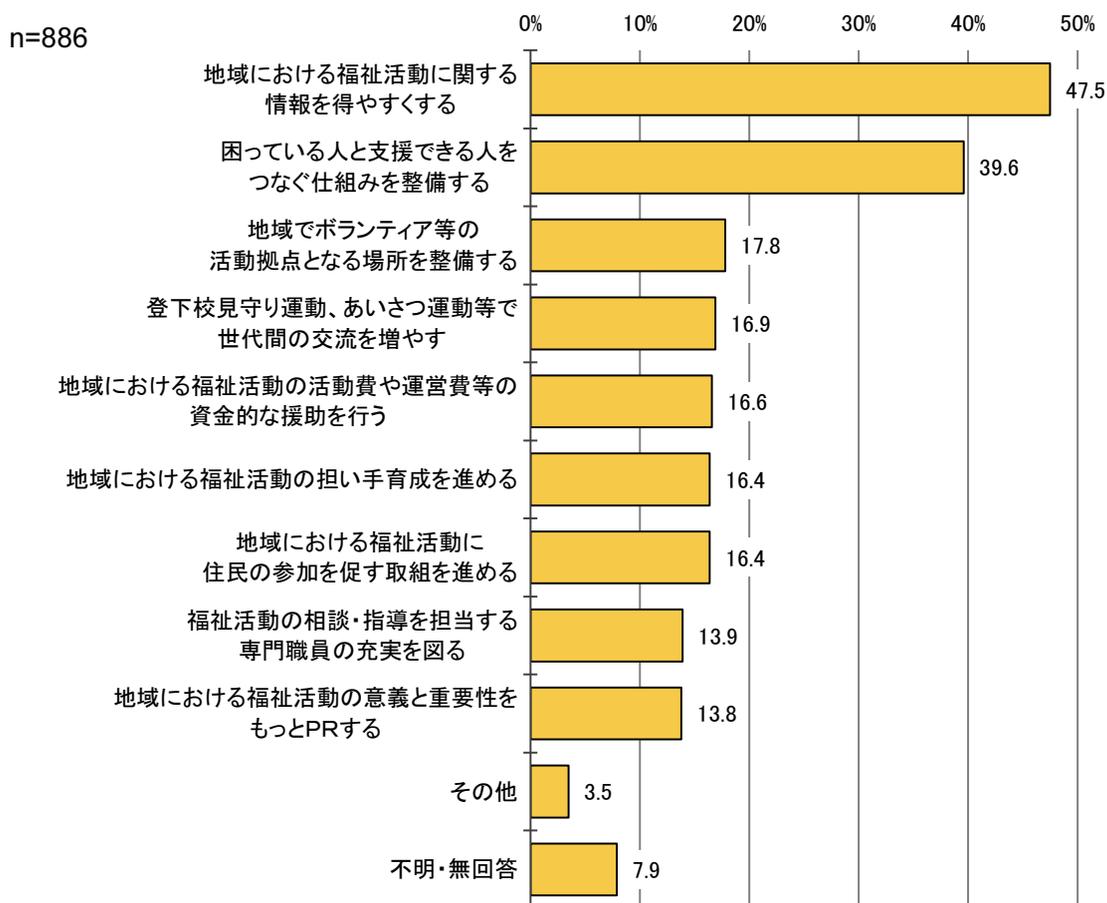
【ボランティア活動への参加状況】(単数回答)



《地域での支え合い・助け合いの活発化に必要なこと》

地域における支え合い・助け合いを活発にするために必要だと思うことをたずねると、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が47.5%と最も高く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ仕組みを整備する」が39.6%でした。

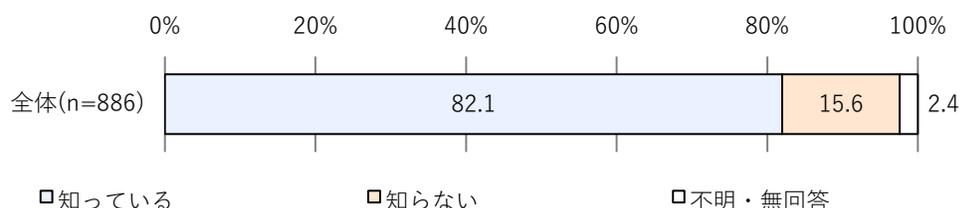
【地域における支え合い・助け合いを活発にするために必要だと思うこと】(複数回答)



《災害時の避難場所》

災害時の地区の避難場所を知っているかたずねると、「知っている」が82.1%で「知らない」が15.6%となっています。

【災害時の地区の避難場所の認知度】(単数回答)



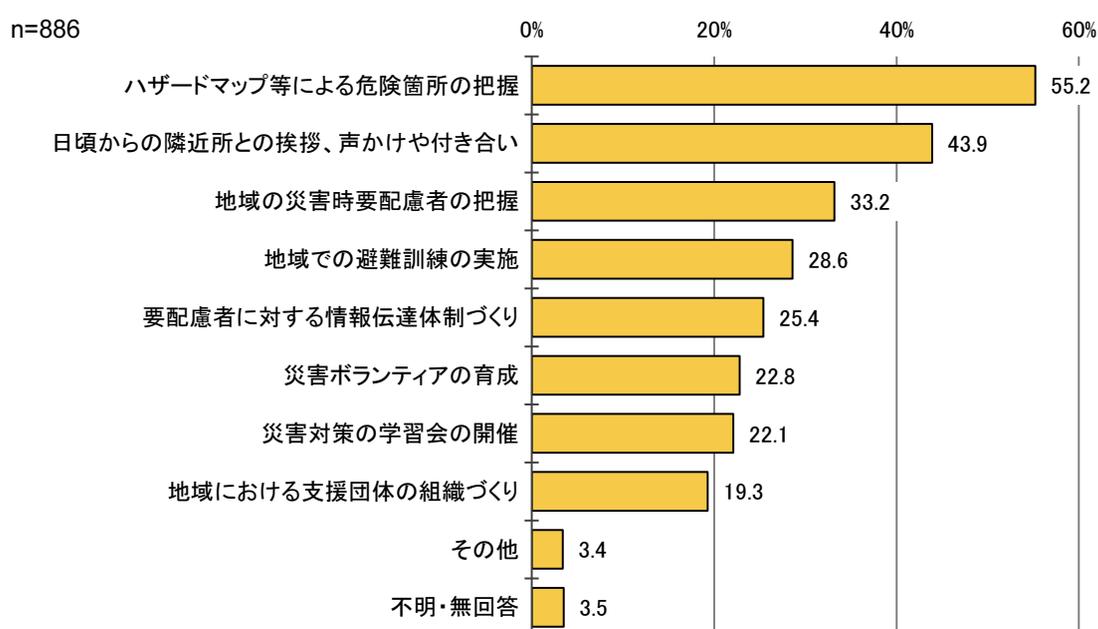
### 《災害発生時の備え》

災害発生時の備えとして重要なことをたずねると、「ハザードマップ等による危険箇所の把握」が55.2%と最も高く、次いで「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が43.9%となっています。近所付き合いの重要性が見直されています。

校区別に見ると、「地域の災害時要配慮者※の把握」について、松前校区はほかの校区より10ポイント以上低くなっていました。

※災害時要配慮者…高齢者や妊婦、乳幼児など、災害時の避難や生活に特別な配慮や支援を必要とする人。

### 【災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか】(複数回答)



### 校区別

校区別	%	ハザードマップ等による危険箇所の把握	日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い	地域の災害時要配慮者の把握	地域での避難訓練の実施	要配慮者に対する情報伝達体制づくり
		全体(n=886)	55.2	43.9	33.2	28.6
松前校区(n=365)	58.9	42.7	27.4	28.2	24.7	
北伊予校区(n=211)	55.0	44.5	38.4	28.9	26.1	
岡田校区(n=271)	54.2	47.2	37.6	31.0	27.3	

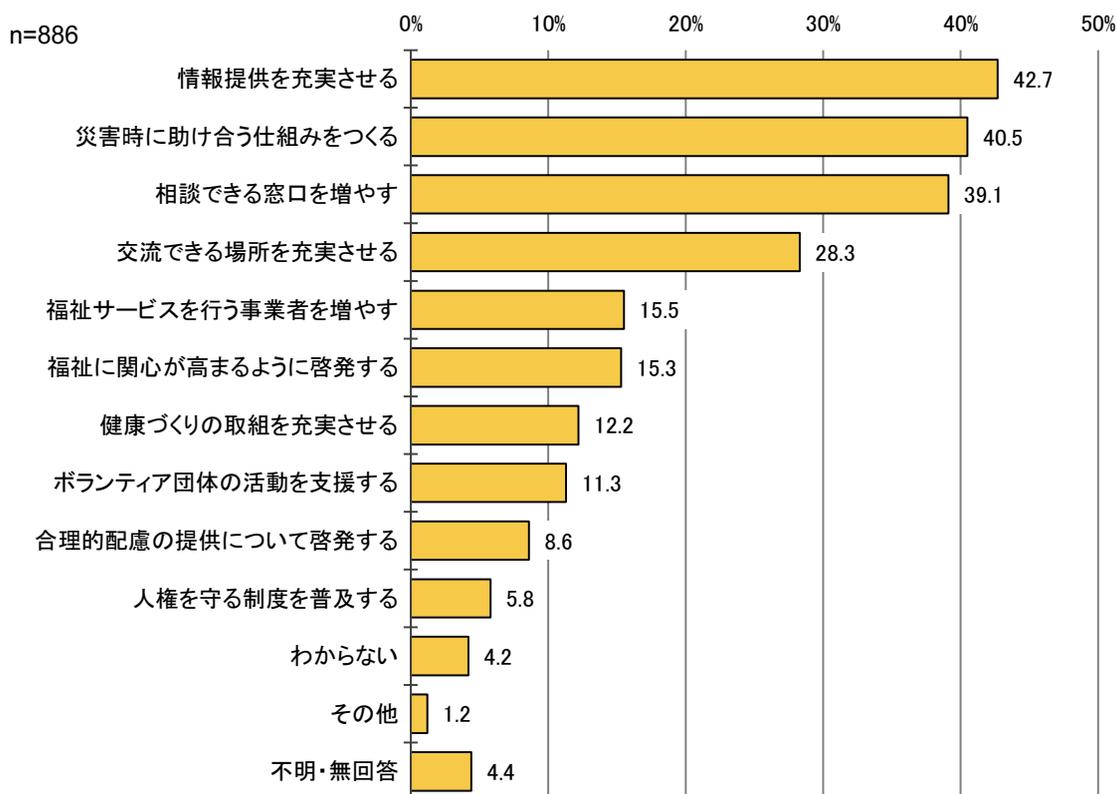
校区別	%	災害ボランティアの育成	災害対策の学習会の開催	地域における支援団体の組織づくり	その他	不明・無回答
		全体(n=886)	22.8	22.1	19.3	3.4
松前校区(n=365)	24.4	23.8	20.0	1.1	2.5	
北伊予校区(n=211)	17.5	19.9	15.6	4.3	2.4	
岡田校区(n=271)	26.9	24.4	22.1	4.8	3.3	

### 《地域全体で支援するために必要な取組》

困っている人を地域全体で支援するために、町が取り組むべきことをたずねると、「情報提供を充実させる」が42.7%と最も高く、次いで「災害時に助け合う仕組みをつくる」が40.5%、「相談できる窓口を増やす」が39.1%となっています。

校区別に見ると、「交流できる場所を充実させる」について、松前校区34.2%、北伊予校区27.5%、岡田校区22.9%と、校区によって差がありました。

### 【困っている人を地域全体で支援するために、町が取り組むべきこと】(複数回答)



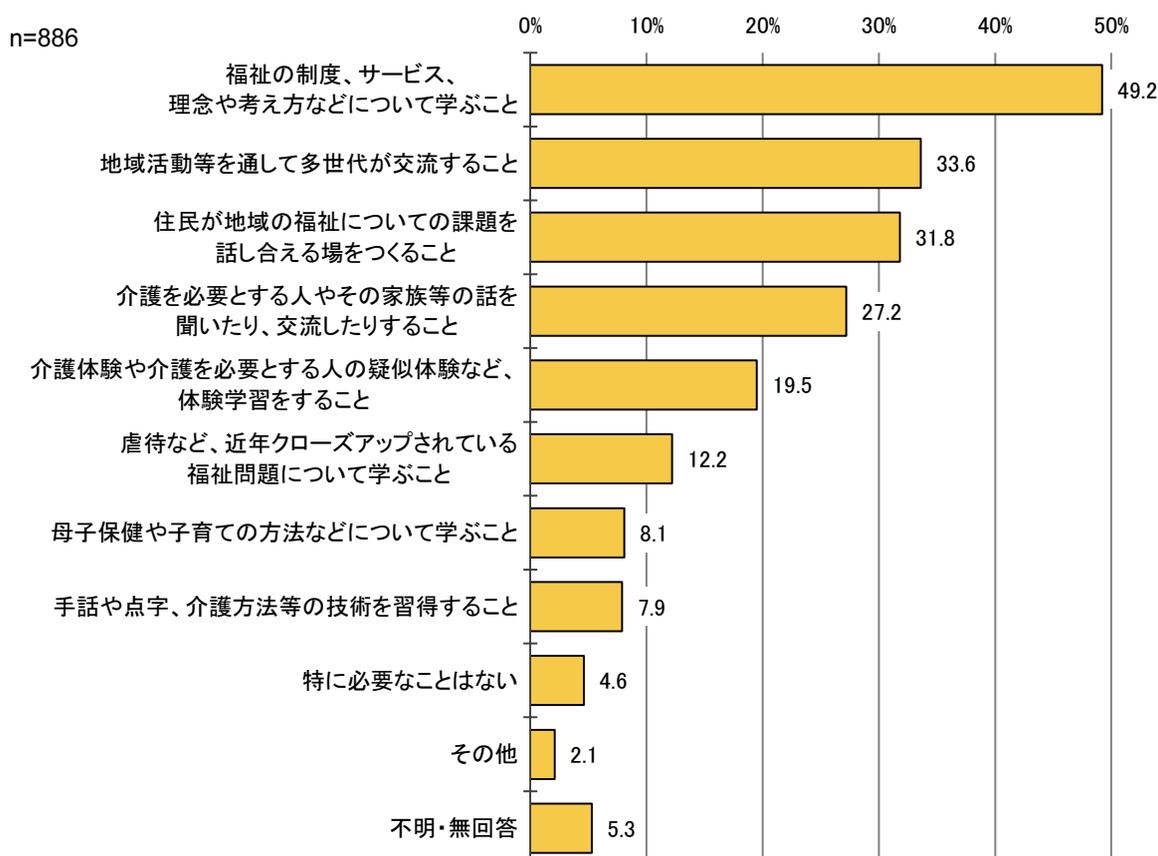
### 校区別

校区別	%	情報提供を充実させる	災害時に助け合う仕組みをつくる	相談できる窓口を増やす	交流できる場所を充実させる	福祉サービスを行う事業者を増やす	福祉に関心が高まるように啓発する	健康づくりの取組を充実させる
		全体(n=886)	42.7	40.5	39.1	28.3	15.5	15.3
松前校区(n=365)	45.5	38.1	42.5	34.2	16.2	15.3	14.8	
北伊予校区(n=211)	39.8	45.0	42.7	27.5	16.6	16.6	10.0	
岡田校区(n=271)	44.6	44.6	36.2	22.9	14.0	15.9	11.4	
校区別	%	ボランティア団体の活動を支援する	合理的配慮の提供について啓発する	人権を守る制度を普及する	わからない	その他	不明・無回答	
全体(n=886)	11.3	8.6	5.8	4.2	1.2	4.4		
松前校区(n=365)	10.7	7.1	6.0	4.9	0.3	1.6		
北伊予校区(n=211)	7.6	10.0	5.7	1.9	1.9	3.8		
岡田校区(n=271)	15.1	10.7	5.2	4.8	1.1	3.3		

## 《福祉の理解に必要な機会》

住民が福祉について理解を深めるために必要な機会をたずねると、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が49.2%と最も高く、次いで「地域活動等を通して多世代が交流すること」が33.6%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が31.8%となっています。

【住民が福祉について理解を深めるために、必要だと思う機会】(複数回答)



## 校区別

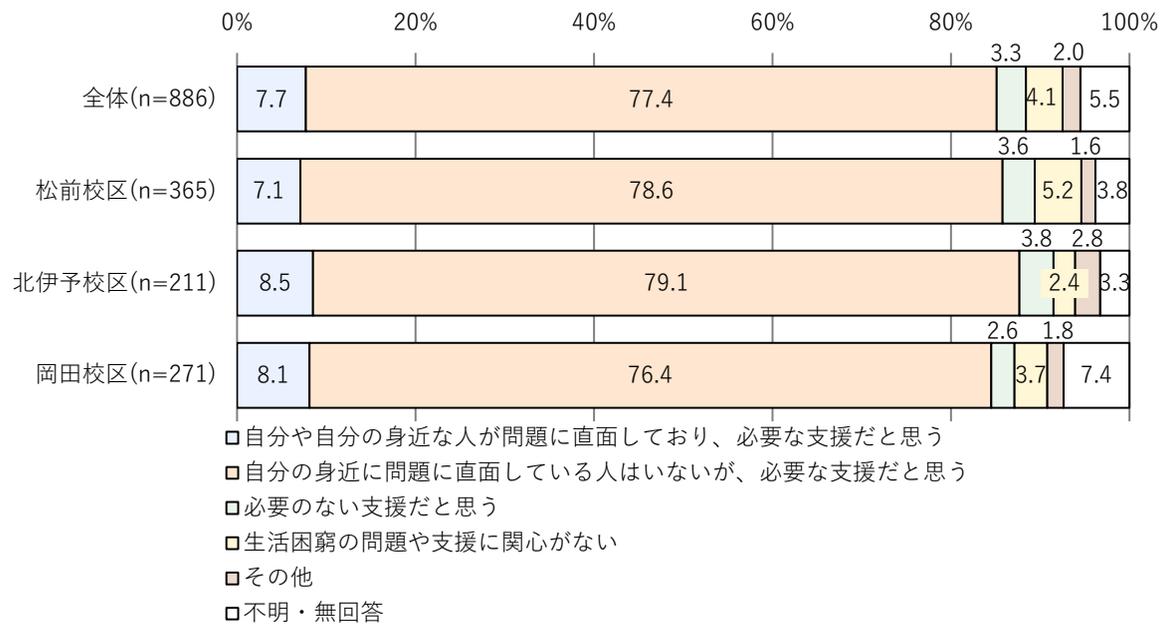
校区別	%	福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	地域活動等を通して多世代が交流すること	住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること	介護体験や介護を必要とする人の疑似体験など、体験学習をすること	虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶこと
		全体(n=886)	49.2	33.6	31.8	27.2	19.5
松前校区(n=365)	49.9	33.2	33.7	25.5	22.2	11.5	
北伊予校区(n=211)	55.0	36.0	27.5	29.4	17.1	13.7	
岡田校区(n=271)	47.6	35.4	35.1	30.3	20.3	12.9	
校区別	%	母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと	手話や点字、介護方法等の技術を習得すること	特に必要なことはない	その他	不明・無回答	
全体(n=886)	8.1	7.9	4.6	2.1	5.3		
松前校区(n=365)	9.9	9.9	5.8	1.9	3.0		
北伊予校区(n=211)	7.6	7.1	2.8	0.5	4.3		
岡田校区(n=271)	7.0	7.0	4.4	2.2	4.1		

### 《生活困窮者自立支援制度》

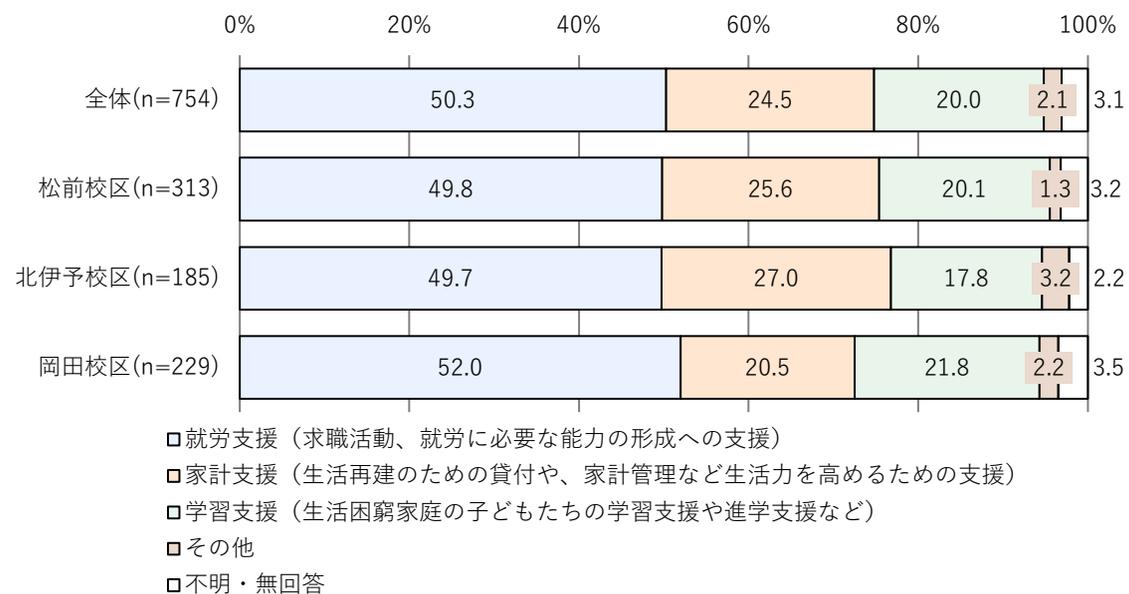
生活困窮の問題や支援についての考えをたずねると、全体の8割近くの人が「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な支援だと思う」と回答しました。

また、具体的にどのような支援が最も必要だと思うかについて見ると、全体では「就労支援」が50.3%と最も高く、次いで「家計支援」が24.5%となっています。

【生活困窮の問題や支援についての考え】(単数回答)



【生活困窮の問題に最も必要だと思う支援】(単数回答)

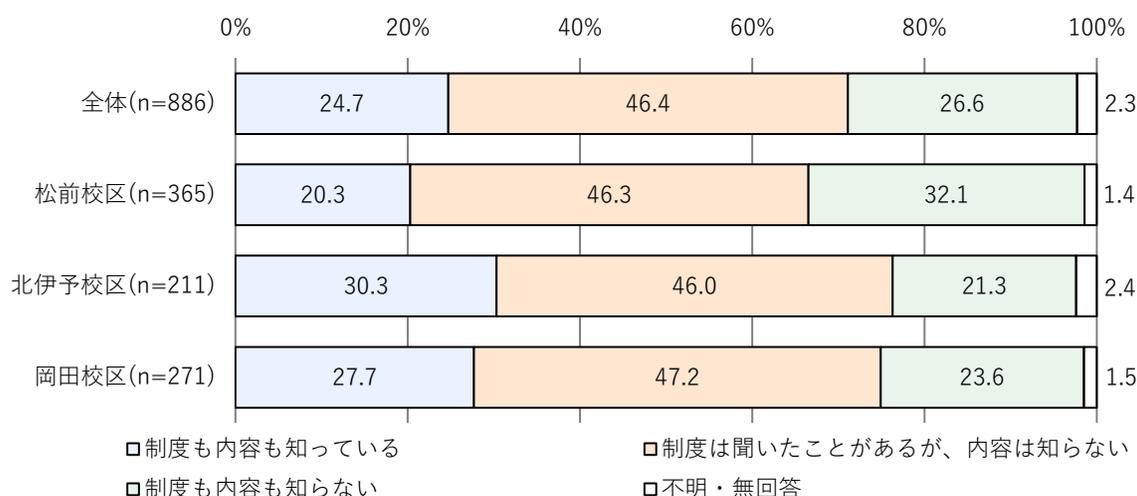


## 《成年後見制度》

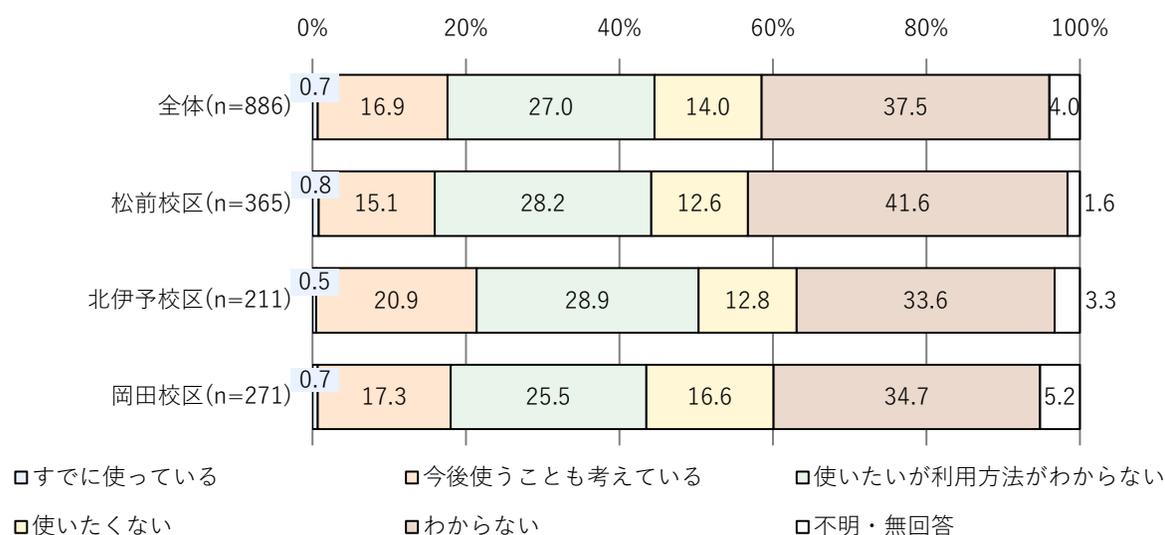
成年後見制度に関してどのくらい知っているかについてたずねると、全体では、「制度は聞いたことがあるが、内容は知らない」が46.4%と最も高く、次いで「制度も内容も知らない」が26.6%、「制度も内容も知っている」が24.7%となっています。校区別に見ると、松前校区では認知度が低く、北伊予校区では高くなっています。

今後の利用意向について、全体では「わからない」が37.5%と最も高く、次いで「使いたいが利用方法がわからない」が27%となっています。「使いたくない」「わからない」と回答した人にその理由をたずねると、「制度をよく知らないから」といった理由が最多でした。

【成年後見制度についてどのくらい知っていますか】(単数回答)



【今後の成年後見制度の利用意向】(単数回答)

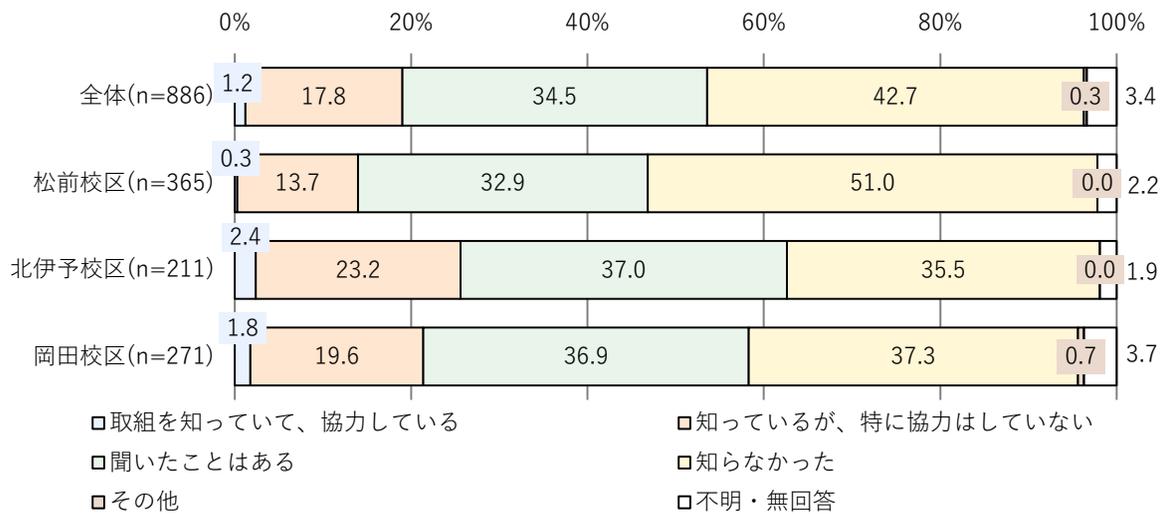


### 《再犯防止の取組》

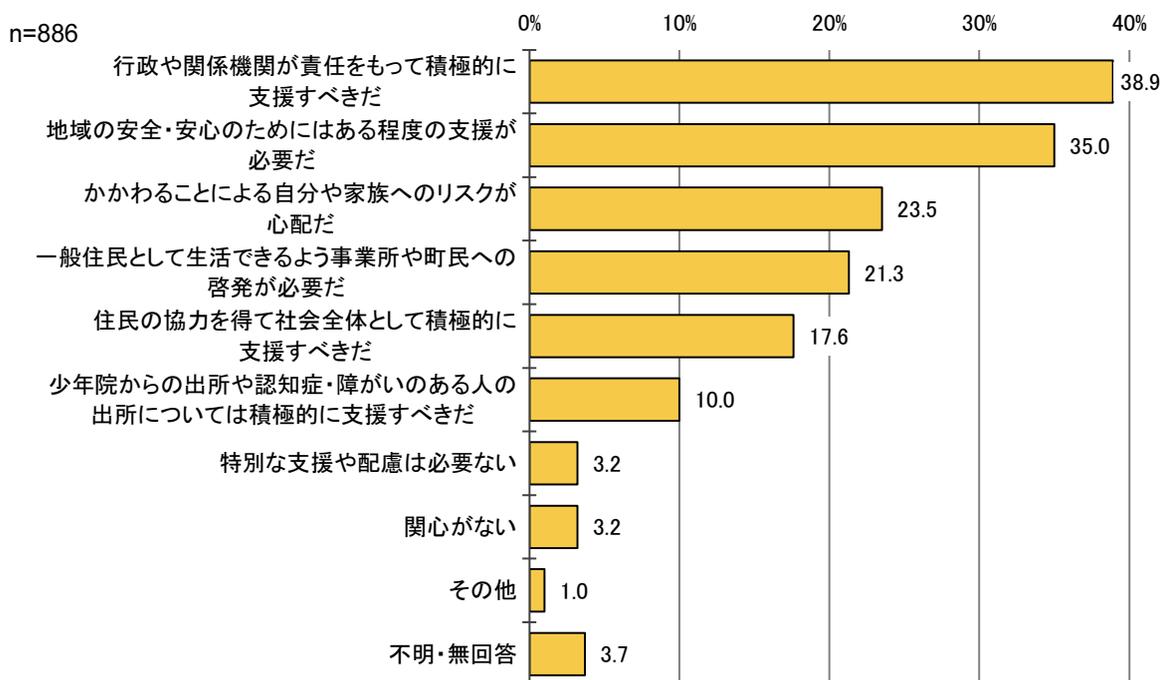
再犯防止の取組の認知度をたずねると、全体では「知らなかった」が42.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が34.5%となっています。校区別に見ると、成年後見制度と同じく、松前校区では認知度が低く、北伊予校区では高くなっています。

刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についての考えをたずねると、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が38.9%と最も高く、次いで「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が35%となっています。

【再犯防止の取組の認知度】(単数回答)



【社会復帰支援についての考え】(複数回答)



## (2) 団体アンケート・ヒアリング

### ☀️ 調査概要

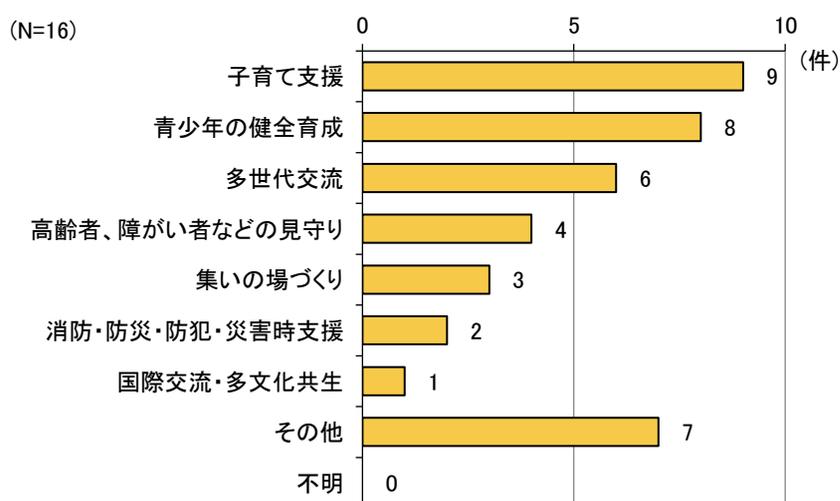
調査対象者	松前町で活動する福祉関係団体(16団体に配布)
調査期間	令和6年10月11日～10月31日
調査方法	郵送やメールによる配布・回収
回収件数	16件(回収率100%)
対面ヒアリング	令和6年11月15日・18日・25日(11団体に実施)

### ☀️ 主な調査結果

#### ≪地域団体の活動分野≫

団体の活動分野について見ると、「子育て支援」が9件と最も多く、次いで「青少年の健全育成」が8件、「その他」が7件となっています。「その他」の内訳としては、更生保護、生活支援(ごみ出し)、障がい者支援などとなっています。

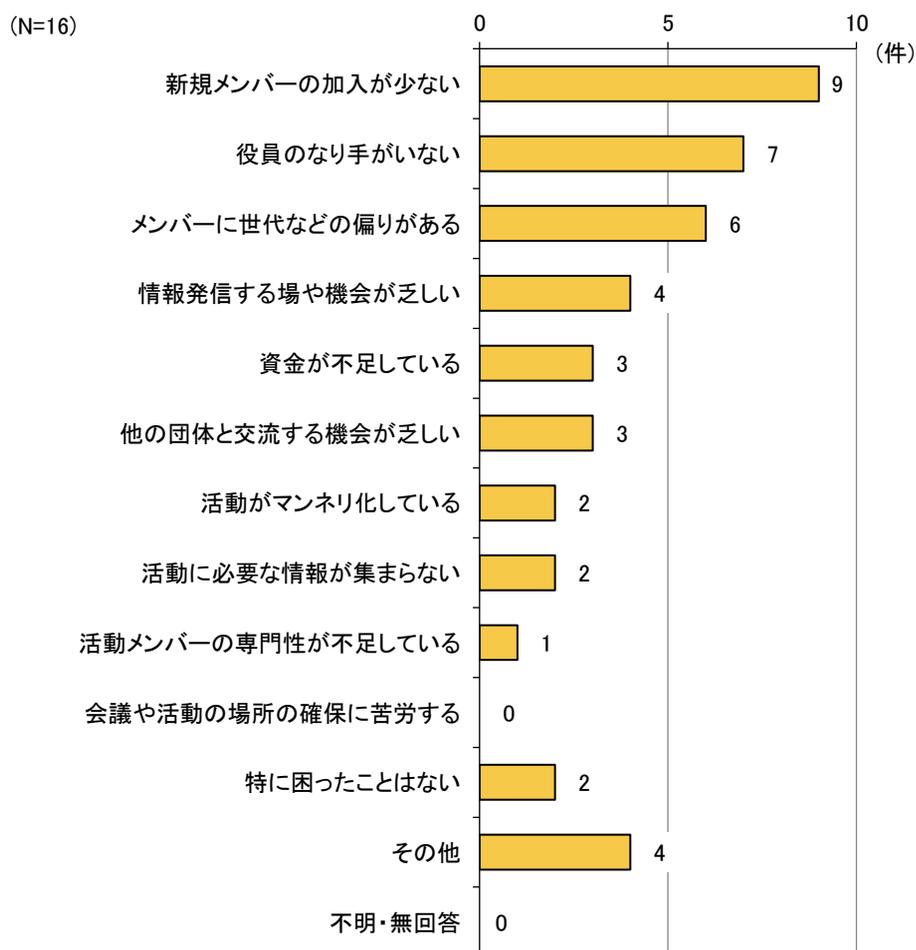
#### 【貴団体の活動分野を教えてください】(複数回答)



### 《地域団体活動の課題》

団体の活動上の課題について見ると、「新規メンバーの加入が少ない」が9件と最も多く、次いで「役員のなり手がいない」が7件、「メンバーに世代などの偏りがある」が6件となっています。人材不足に関する課題が多くなっています。

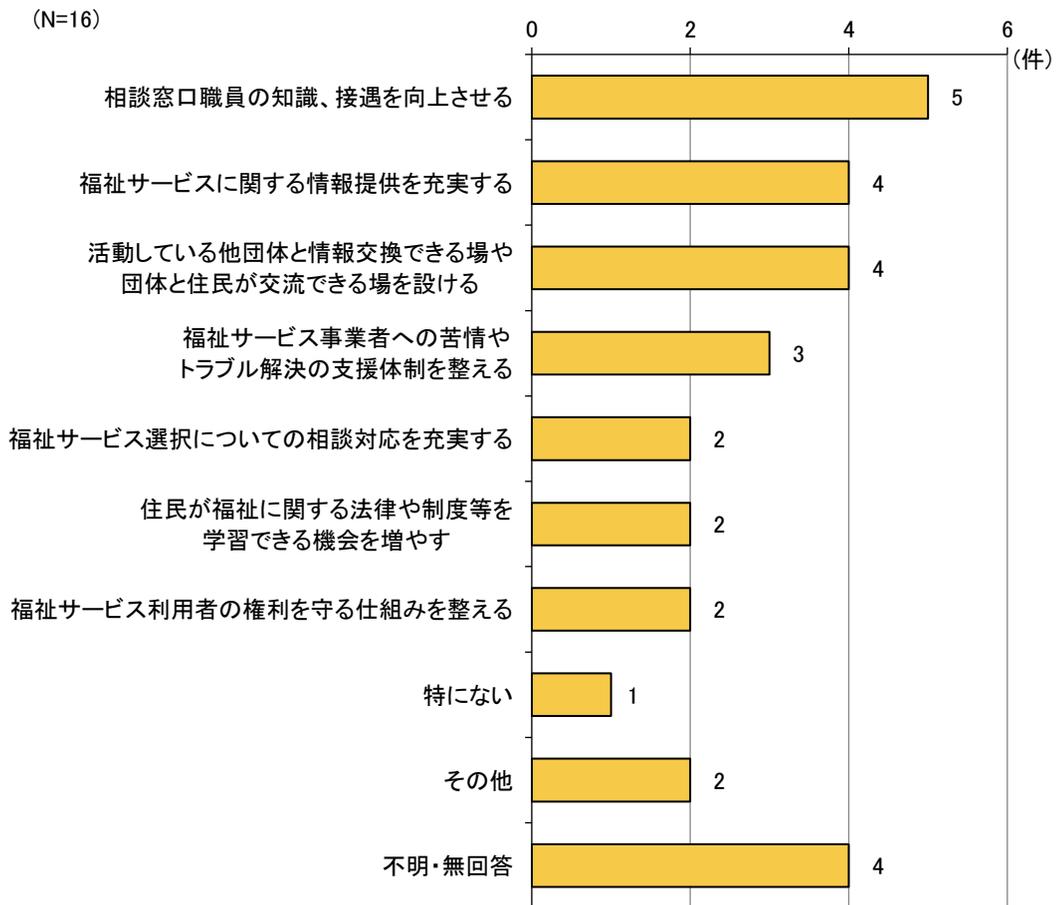
【貴団体の活動上の課題は何ですか】(複数回答)



### 《松前町で取り組むべきこと》

今後、町ではどのようなことに取り組む必要があると思うかについて見ると、「相談窓口職員の知識、接遇を向上させる」が5件と最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供を充実する」「活動している他団体と情報交換できる場や団体と住民が交流できる場を設ける」が4件となっています。

【今後、町ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか】(複数回答)



## 《ヒアリングの主な意見》

### 担い手不足

保護司になる条件が厳しく(新規委嘱は原則66歳以下、定年75歳)、新規メンバーを確保できない。現役世代は仕事があるため研修を受けるのも難しい。国に年齢制限を撤廃してほしい。また、民生委員のように行政の推薦制にしてほしい。

メンバーの高齢化が進行しており、後継者がいない。団体のリーダーを引退したくても、後継者がおらず延長になっている。若い世代の加入がない。

民生委員のなり手がいない。民生委員は3年で更新があり、更新時に75歳までの人が務める。しかし、なり手がいないため、松前町に限らず年齢上限を超える傾向にある。

昼間に活動するため、勤め人は参加できない。

担い手の発掘・育成に苦戦している。ボランティア団体に新しい人が入らない。最近では、元気な高齢者は70歳から75歳まで働いている。定年を迎えてボランティアに参加できる、時間と体力の揃った層がいない。

### 地域の関係性、つながり

いろんな団体と交流し、情報交換を行える機会が欲しい。

現状、町社協は、高齢者福祉の分野には強いが、子どもの福祉分野には弱い。

松前町は、町外からの人口流入が多い。地域とのつながりづくりが課題。

学校・保護者が子どもの個人情報の取扱いに神経質になり、活動しにくい。「民生委員には守秘義務があり、個人情報の提供を受けることは問題ない」という認識が浸透してほしい。

子どもに顔を認識されていないと、話しかけるだけで警戒される。

ボランティア全般について、高齢者と子どもとの中間層との交流がないと、隔たり(縁遠さ)が埋まらないのではないかと。

## 情報発信

地域住民に活動を知られていない。PR方法を模索中。

秘匿性が高い活動は、団体の情報発信が難しい。

## 行政に望む支援

ボランティア団体と役場間で、連携ができていない。

役場の支援体制が整っておらず、一時的な活動の予定だった生活支援(ごみ出し)が長期化。

役場職員が異動するたび、専門知識の積み重ねがなくなって困る(特に防災関係)。

行政の補助はありがたいが、手続きが煩雑で、事務作業量が増える。

福祉事業所の利用者が地域のイベントに参加するに当たり、地域住民向けの説明会があると理解を得られて助かる。

## その他の課題

ボランティアであるにもかかわらずクレームが出るなど、サービス業者のような扱いを受ける。

アウトリーチが難しい。

資金が不足しており、町からの補助では足りず、メンバーが自腹を切っている部分もある。



### (3)住民座談会

#### ☀ 調査概要

参加者	区長、民生委員・児童委員など(各回約30名)
開催日時 (場所)	① 令和6年12月2日(月)19:00~20:30 松前校区(西公民館) ② 令和6年12月3日(火)19:00~20:30 北伊予校区(東公民館) ③ 令和6年12月4日(水)19:00~20:30 岡田校区(北公民館)
内容	6人前後のグループに分かれて話し合いを行い、最後に出た意見を個別でカードに記入
	話し合いテーマ ・誰もが幸せに暮らすために松前町における課題とは ・自分たちにできる取組

#### ☀ 主な調査結果

##### ① 松前校区

- ・サロン活動の活性化や松前の魅力発信で若い世代を呼び込み、地域の担い手確保
- ・地域行事(祭り)は自治体主導で行い住民の負担軽減、加えてSNSによる情報発信で参加促進
- ・登下校時の声かけや挨拶を通じて、子どもの見守りと顔の見える関係づくりを両立
- ・サロンや空き家活用による居場所づくりで、子ども・高齢者・多世代交流の場を確保
- ・移動や買い物支援として、バス停増設・移動スーパー・乗り合わせによる外出支援を提案
- ・無償・有償ボランティアの仕組みづくりで、誰もが支え合いに参加できる体制の整備
- ・見守りや情報共有で、独居高齢者など支援が必要な人を把握し、災害時にも備える



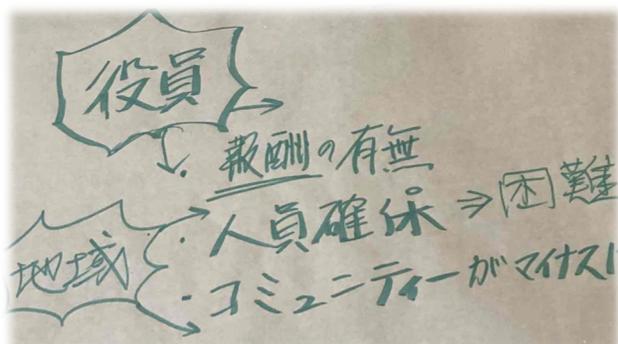
## ② 北伊予校区

- ・地域リーダーや担い手の確保には「気軽さ・楽しさ・地道な育成」が必要
- ・地域行事の再開と子どもの参加促進(学校との連携、日常的な挨拶)
- ・高齢者サロンや井戸端会議など、自然な交流の場を増やす工夫
- ・免許返納後の移動手段として、デマンド型交通やバス増便を希望
- ・ごみ出し・買い物支援には近所での助け合いが必要。移動スーパーの導入
- ・防災では、近所の関係性と役割分担(ペット担当など)の明確化が重要
- ・ファミサポなど子育て支援の制度の周知強化が必要



## ③ 岡田校区

- ・親世代をイベントから地域リーダーに育て、役割分担と任期短縮で負担軽減
- ・SNS活用や若い世代の提案で、新しい行事や参加促進を図る
- ・健康マージャンや囲碁など男性向けサロンの開催
- ・日頃の声掛け・雑談を通じて、防災や支援のきっかけに
- ・ひまわりバス増便や乗合タクシーなどの移動手段の多様化
- ・ごみ出しは「お・か・だ」(【お】となりの【か】わりにごみを【だ】してあげよう)で助け合い
- ・スタンプで景品と交換できるボランティアポイント制など、新しい仕組みの導入



## 5 地域福祉の課題

統計資料やアンケート、住民座談会などの調査結果を踏まえ、本町の地域福祉が抱える課題を下記の5点に整理しました。

### 課題1 担い手不足と高齢化

高齢単身世帯など、支援を必要とする人が増加する一方で、地域活動を担う人材は高齢化が進み、担い手が不足しています。さらに、定年年齢の延長などにより、地域活動やボランティアに参加できる時間的・体力的な余裕のある人が少なくなっています。

こうした状況を踏まえ、若い世代の参加を促す工夫や、元気な高齢者の力を地域活動に生かす取組を通じて、担い手の裾野を広げていくことが求められます。

### 課題2 地域の関係性の希薄化

特に松前校区では、町外からの転入が多いこともあり、若い世代を中心に地域とのつながりが希薄になっています。防犯意識の高まりから、知らない人に声をかけない、挨拶を交わさないといった風潮も、地域の関係性を更に希薄にする要因となっています。

地域の人と顔の見える関係を築くことで、安心感や親しみが生まれ、地域活動に参加するきっかけにもつながります。日常の挨拶や三世代交流などを通じて、住民同士のつながりを少しずつ広げていくことが大切です。

### 課題3 居場所づくり

地域の人々が集まり、つながりを育むためには、気軽に集える「居場所」が必要です。こうした居場所は孤立の防止にも役立ちます。

### 課題4 情報発信の見直し

行政や地域団体の取組について、情報が十分に住民へ届いていない現状があります。アンケート結果では、多くの住民が広報まさきを主な情報源としていますが、住民座談会ではSNS活用の提案も挙がりました。必要な人に必要な支援が届き、地域活動や地域福祉への関心を高めるためにも、広報手段の見直しや、対象となる層に応じた効果的な情報発信の検討が求められます。

### 課題5 生活支援の充実

買い物や移動手段、ごみ出しなど、日常生活に密着した具体的な支援へのニーズが高まっています。既に支援を行っている団体やサービスもありますが、担い手の減少や負担の増加により、継続が困難な状況です。各地区の実情を踏まえた上で、生活支援の持続可能な提供方法を検討していく必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方



### 1 基本理念

声が届き 心が届き



つながり育むまち まさき



松前町では、地域活動の担い手の高齢化や地域の関係性の希薄化、生活支援や情報発信の在り方など、地域共生社会の実現に向けた様々な課題を抱えています。こうした現状を踏まえ、本計画では、町民一人ひとりの声が受け止められ、思いやりの心を持って互いに支え合えるまちを目指します。

その象徴として、本計画の基本理念を「声が届き 心が届き つながり育むまち まさき」と決めました。この理念には、困っている人や支援を必要とする人の声が地域に届き、必要な支援につながっていくこと。そして、誰かを支えたいという町民の思いが大切にされ、地域の中で生かされていくこと。こうした互いを思いやる関係が町全体に広がることで、つながりが生まれ、安心して暮らせる地域が育まれていく、という願いが込められています。

世代や立場を超えて人と人がつながり、居場所や役割を持ちながら、日常の中に支え合いが根付いていく。この基本理念を道しるべに、松前町らしい地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の取組を推進してまいります。



## 2 基本目標

基本理念の「声が届き 心が届き つながり育むまち まさき」を実現するため、以下の3つの基本目標を定めます。

### 1 人とつながりを育む

人と人とのつながりは、地域で安心して暮らし、支え合っていくための基盤となります。世代や立場を超えて住民同士が交流できる機会を広げるとともに、日常の中で自然に人が集い、関係が育まれる居場所づくりを進めます。

併せて、地域を支える多様な担い手の育成や、地域活動団体への支援にも取り組み、支え合いのつながりが持続していく地域を目指します。

### 2 支援が届く仕組みをつくる

安心して暮らし続けられる地域の実現には、困りごとや不安を抱えたときに、必要な支援へと自然につながる仕組みが欠かせません。そのためには、身近な相談体制の整備に加え、地域内の関係機関や団体が連携し、分野を超えて支援届けられるネットワークの構築が重要です。さらに、地域の中で気になる人に早く気づき、支援につなげる見守りやアウトリーチの体制も強化していきます。

また、移動・買い物・ごみ出しといった日常生活に密着した支援や、生活困窮者への就労・家計などの支援、福祉サービスの質の向上と提供体制の整備を進め、多様な困りごとに対応できる仕組みを整えていきます。

### 3 安心して暮らせる環境を整備する

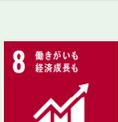
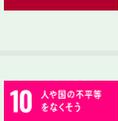
地域福祉を支えるためには、誰もが安心して暮らせる地域の環境づくりが欠かせません。災害時や犯罪・非行からの立ち直り支援も含め、地域の中で取り残されることのない仕組みを整えると同時に、一人ひとりの権利が守られる地域づくりを進めていきます。また、誰にとっても暮らしやすい地域となるよう、バリアフリーのまちづくりにも取り組みます。

併せて、福祉制度や地域の支援活動について必要な情報がきちんと届くように、分かりやすく、関心を持ってもらえる情報発信を工夫し、住民の理解と参加を広げます。

地域福祉推進のために本計画で取り組むべき  
SDGs(持続可能な開発目標)の視点

本町では、SDGsの理念を住民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取組を進めることとしています。

本計画においても、関連が深い下記の目標について、地域福祉を推進する視点として取り入れ、取組を進めます。

	<b>目標1〈貧困〉</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標2〈飢餓〉</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>目標3〈保健〉</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標4〈教育〉</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>目標5〈ジェンダー〉</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		<b>目標6〈水・衛生〉</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>目標7〈エネルギー〉</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標8〈経済成長と雇用〉</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	<b>目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<b>目標10〈不平等〉</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する
	<b>目標11〈持続可能な都市〉</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		<b>目標12〈持続可能な消費と生産〉</b> 持続可能な消費生産形態を確保する
	<b>目標13〈気候変動〉</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		<b>目標14〈海洋資源〉</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標15〈陸上資源〉</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		<b>目標16〈平和〉</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標17〈実施手段〉</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	施策展開
<p>声が届き</p> <p>心が届き</p> <p>つながり育むまち</p> <p>まよき</p>	 <p>1</p> <p>人とつながりを育む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 居場所づくりと交流の促進</li> <li>(2) 福祉意識の向上</li> <li>(3) 担い手の発掘・育成</li> <li>(4) 地域活動・団体への支援</li> </ul>
	 <p>2</p> <p>支援が届く仕組みをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域ネットワークの構築</li> <li>(2) 相談支援体制の整備</li> <li>(3) 生活に身近な支援の強化</li> <li>(4) 福祉サービスの充実</li> <li>(5) 見守り・アウトリーチ型支援の推進</li> <li>(6) 生活困窮者への支援 (生活困窮者自立支援計画)</li> </ul>
	 <p>3</p> <p>安心して暮らせる環境を整備する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 権利擁護の推進</li> <li>(2) 防災・防犯体制の整備</li> <li>(3) バリアフリーのまちづくり</li> <li>(4) 情報発信の充実</li> <li>(5) 再犯防止と地域での立ち直り支援 (再犯防止推進計画)</li> </ul>



## 第4章 施策の展開



### 基本目標 1

# 人とつながりを育む

目指す  
地域の姿

地域の「居場所」を拠点に交流が生まれ、  
顔の見える関係で助け合いが広がるまち

### 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域活動に参加している人の割合 (アンケート)	%	13.8	20.0
小中学校における福祉教育の実施回数	回	8	10
ボランティア登録団体数	団体	42	42
いきいきまさきっこボランティア実施回数	回	14	14

### 施策展開 (1)

### 居場所づくりと交流の促進

#### 現状と課題

地域で支え合える関係を育むには、まず住民同士が日常的に顔を合わせ、挨拶や雑談が交わされる環境が求められます。

本町では、「ふれあい・いきいきサロン」等を通じて、子どもから高齢者までが気軽に集い交流できる居場所の整備を進めています。こうした居場所は、孤立予防や介護予防に役立つだけでなく、住民が地域の中で役割を持ち、生きがいを実感できることにもつながります。

一方で、こうした地域の居場所への参加者は固定化する傾向にあり、新規参加者の呼び込みが課題となっています。特に、子どもや働く現役世代の参加が伸び悩み、活動の参加者が高齢者中心に偏りがちで、世代間のつながりが希薄になりやすい状況です。

多世代が気軽に交流でき、参加したくなる居場所の整備を更に推進するとともに、子どもや現役世代へのアプローチ、情報発信の見直しに取り組む必要があります。

## 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- サロンや交流の場に気軽に参加し、世代を超えて顔の見える関係を築きましょう。
- 地域の活動やイベントに友人・家族を誘い合い、新しい参加者を迎え入れましょう。
- 得意なこと(趣味・知識・経験)を居場所に提供し、役割を持ちましょう。
- 子どもや若い世代が参加しやすい雰囲気をつくり、活動を次世代につなげましょう。

## 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 「ふれあい・いきいきサロン」などの既存の居場所を継続的に支援し、世代を超えて利用できるような環境を整備します。
- 子育て世代や働く世代も参加しやすい時間帯やプログラムを検討し、多世代が関わる仕組みを導入します。
- SNSや町ホームページ、学校や企業などのネットワークを活用し、新規参加を呼び込むための情報発信を強化します。
- 民生委員・児童委員、ボランティア団体との連携を強め、地域ごとの特色を生かした居場所づくりを支えます。
- 多世代交流や不登校児童生徒の居場所など、新しいニーズに応じた居場所づくりを推進します。

## 具体的な取組・事業

高齢者の居場所づくりの推進	生きがいづくりや仲間づくり、高齢者が安心して交流できる場として、住民同士の自発的な支え合いの場であるサロン活動や老人クラブの活動を支援します。活動に対して補助金を交付するほか、新規会員の増加に向けた啓発を行います。
子どもの居場所づくりの推進	児童館や公民館等の公的な施設を活用し、放課後等に子どもたちが安全に過ごすことのできる子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域での異年齢交流や多世代交流を促進します。
子育て世帯の居場所づくりの推進	子どもとの関わり方や子育てについて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談や情報交換ができる場(子育てサロン等)の提供などを行います。

 現状と課題

住民アンケートによると、多くの住民が「地域での自主的な支え合いや助け合いは必要である」と認識し、取り組めそうな支援の方法として「話し相手になる」「定期的な声かけ・見守りをする」「緊急時や災害時の手助けを行う」といった身近な行動を挙げています。しかし一方で、地域活動やボランティア活動を現在行っている住民の割合が高いとは言えません。特に若年層や現役世代では、地域活動への参加経験が少なく、関心があっても一歩を踏み出せない状況が見られます。

こうした状況を踏まえると、住民一人ひとりが福祉を「自分ごと」として捉え、身近なところから行動に移すためには、まずは福祉や地域に暮らす人々に関心を持つことが重要です。学校教育における福祉教育をはじめ、地域行事や体験活動を通じて、顔の見える関係を築き、支え合うことの大切さを実感できる機会を広げていくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 挨拶や声かけ、地域行事への参加など、世代を超えた交流を大切にしましょう。
- 地域のサロンや学習会に参加し、福祉について学んだことを家庭や近隣に伝えて広げていきましょう。
- 「福祉は特別なことではなく、自分たちの暮らしを守る身近な行動」という認識を地域全体で共有しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 学校教育や社会教育と連携し、子どもから高齢者まで世代を超えて学べる福祉教育を推進します。
- 広報まさきやSNS、町ホームページなどを通じて、福祉や地域活動の情報を分かりやすく発信します。
- ボランティアや体験活動を紹介し、小さな一歩から関わりやすい参加機会を広げます。
- 子どもの行事や家庭教育の場と連動し、保護者や現役世代が地域活動に関わるきっかけをつくります。

## ☀️ 具体的な取組・事業

学校教育における福祉教育の推進	就学前教育や学校教育の中で、福祉に関する体験を通じて学ぶ機会を提供します。思いやりの心を育むとともに、福祉意識の醸成に取り組みます。
社会教育における福祉教育の推進	地域住民が認知症や障がい等について正しく理解し、支え合いの意識を身に付けることができるよう、公民館活動での学習会等を通じ、研修や啓発を推進します。
社会福祉大会の開催支援	地域福祉の推進や社会福祉の発展に貢献した個人や団体を表彰し、福祉活動の普及と推進を図る「社会福祉大会」の開催を支援します。
心のバリアフリーの推進	障がいの有無等にかかわらず、互いを認め合い、支え合う心を育むため、人権啓発や偏見・差別の解消に向けた啓発活動を実施します。

## ☀️ 活動紹介：小中学校での福祉教育

### 学校 の活動

小中学校の総合的な学習の時間に、福祉教育として講話や車いす体験などを実施しています。令和7年度は、障がいのある人の普段の生活についての講話を聞き、社会モデルの在り方を考える時間になりました。福祉教育を受けたのち、福祉貢献活動としてボランティア活動を実践する学校もあります。



北伊予中学校で実施した福祉教育の様子



北伊予小学校で実施した福祉教育の様子

 現状と課題

団体アンケート及びヒアリングでは、多くの地域団体から「新規メンバーが少ない」「役員のなり手が不足している」「メンバーの高齢化が進んでいる」といった課題が挙げられました。その結果、活動が一部の人に過度に依存しやすく、担い手の高齢化が進む中で活動の持続性への不安が強まっています。住民座談会においても、地域リーダーの確保や後継者の育成は重要な課題として指摘されました。

また、定年延長や再雇用制度の広がりにより、高齢期まで働き続ける人が増えており、地域活動に割ける時間や体力が限られている現状もあります。そのため、ボランティアや善意だけに依存する活動には限界があり、制度的な支えと体系的な人材育成の仕組みづくりが必要です。

今後は、担い手の高齢化を見据え、幅広い世代が無理なく関われる環境を整えるとともに、養成講座や体験の機会を通じて、関心を持った人材を継続的に育てていくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 自分の得意や関心を生かし、無理のない範囲で小さな関わりから参加を始めましょう。
- 子どもの行事をきっかけに、子どもの親である若い世代も地域活動に積極的に参加しましょう。
- 役割を分担し合い、負担が一部に集中しないよう協力しましょう。
- 次世代に活動を引き継ぐ意識を持ち、身近なところから後継者を育てましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 養成講座や体験の場を充実させ、福祉活動に関心を持つ住民を継続的に育成します。
- 学校・企業・地域団体と連携し、福祉教育や体験活動を通じて次世代の担い手を育てます。
- 団体間の交流や連携の場を設け、担い手同士が支え合えるネットワークを広げます。

## ☀️ 具体的な取組・事業

ボランティア活動への参加促進	ボランティア活動への関心を高め、参加を促すため、ボランティアに関する情報提供や相談を行います。高齢者の生きがいづくりや障がいのある人の社会参加の機会としての魅力も周知・啓発します。
認知症サポーター養成講座の実施	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する講座を実施します。
ゲートキーパー養成講座の実施	町職員や学校教育関係者、町民、各種関係団体を対象に、ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、つなぎ、見守る人のこと)養成講座を実施します。
いきいきまさきっこボランティアセンターの活動充実	いきいきまさきっこボランティアセンター会員(小中学生又は高校生以上のサポーター)を募集し、学校外でのボランティア活動や体験学習の機会を提供します。

## ☀️ 活動紹介:いきいきまさきっこボランティア

### 行政 の活動

いきいきまさきっこボランティアは、各種ボランティアに参加することを通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育むとともに、コミュニケーション能力を向上させ、社会に貢献できる人材を育成しています。

海岸や公園の清掃、高齢者との交流、海外支援物資の荷造りなど幅広いボランティア活動に取り組んでいます。



イベント参加の様子



海岸清掃の様子



使用済み切手収集活動の様子

 現状と課題

本町では、サロン活動や子育て支援、見守りなど、様々な地域活動やボランティア活動が行われています。こうした活動は住民同士の支え合いを実現する大切な基盤ですが、持続していくためには団体やボランティアを支える仕組みが欠かせません。

団体アンケート及びヒアリングでは、行政への要望として「助成金の運用を柔軟にしてほしい」「団体同士が交流し、情報交換できる場が必要」「新たな担い手を推薦してほしい」「活動に必要な情報を提供してほしい」といった声が寄せられました。支援の仕組みが複雑で分かりにくかったり、手続きが煩雑で負担になったりすると、活動の継続がかえって困難になります。また、助成や研修だけでなく、日々の活動を後押しする伴走的な支援があることで、団体は安心して活動を続けることができます。

こうしたことから、今後は団体やボランティアが無理なく活動を続けられるように、分かりやすく使いやすい支援の仕組みを整え、持続可能な体制を築いていくことが重要です。

 住民や地域が取り組むこと（自助・互助）

- 団体や地域活動の情報を積極的に受け取り、仲間づくりや活動の広がりにつなげましょう。
- 行事や活動への参加を通じて団体の活動を応援し、支える側として関わりましょう。
- 地域内外の団体と協力し合い、課題解決に向けた知恵や資源を共有しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと（共助・公助）

- 団体やボランティアの活動を支える相談窓口の体制を強化し、専門性と対応力を高めます。
- 助成金や講師派遣など既存の支援について、申請や報告の手続きを簡素化し、団体が活動に専念できる環境を整えます。
- 団体同士がつながり、情報交換や協働できる場を定期的に提供します。
- 活動の立ち上げから継続まで伴走型で支援し、団体の成長段階に応じたサポートを検討します。

 具体的な取組・事業

<p>ボランティア団体の活動支援(松前町ボランティア団体活動事業費補助)</p>	<p>町内のボランティア団体が実施するボランティア活動に要する経費を補助することにより、ボランティア活動を促進します。</p>
<p>地域活動の支援</p>	<p>老人クラブや子育て支援団体に補助金を交付し、地域の交流や支え合い活動を支援します。 町民主体の団体による生涯学習講座や教育関係団体のコミュニティ活動の実施等、自発的な地域活動を支援します。</p>
<p>自治会活動の支援(松前町自治公民館活動事業費補助)</p>	<p>自治公民館が実施する地域住民のコミュニティの連携強化、地域の活性化を図るための公民館活動事業に対し、補助金を交付することにより、地域の持続可能な発展を支援します。</p>
<p>シルバー人材センターの活動支援</p>	<p>就労意欲のある高齢者に対しシルバー人材センターの活動について周知するほか、町からの委託業務数の増加等で活動を支援します。</p>
<p>松前町ふれあい・いきいきサロン活動支援補助</p>	<p>地域住民が高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立・認知症の早期発見・進行防止、又は介護予防を図るために実施する事業に対し補助金を交付することにより、地域活動を支援します。</p>
<p>民生委員・児童委員への支援</p>	<p>住民福祉の向上を担う民生委員・児童委員に対して、地域福祉に関する必要な情報や学習機会の提供を行うなど、円滑な活動につなげるための支援を行います。</p>



## 基本目標 2

# 支援が届く仕組みをつくる

目指す  
地域の姿

困りごとや不安を抱えても  
必要な支援にみんながつながれるまち

### ☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
困りごとを抱えた際に「どこに相談するべきかわからない」人の割合（アンケート）	%	15.5	11.0
見守り推進員の訪問回数	回	11,982	12,000
生活困窮者自立支援事業に係る相談受付件数	件	23	42

### 施策展開（1）

## 地域ネットワークの構築

### ☀️ 現状と課題

生活課題が複雑化する中で、分野ごとの窓口だけでは対応しきれないケースが増えています。住民が担い手として参加するとともに、既存の団体や関係機関のネットワークを強化し、分野横断的な対応が求められます。

団体アンケート及びヒアリング調査でも、行政と団体の連携強化、異なる分野の団体同士の交流機会の拡充を求める意見が挙がりました。団体間の連携を密にし、情報共有を行うことで、単一の団体では対応の難しいケースにも支援を届けることができます。

こうした背景から、高齢者や障がいのある人、あるいは子育て世帯などの分野にとらわれないネットワークを構築し、団体や事業者、専門職・専門機関と連携しながら、地域一体となって福祉課題と向き合う体制・制度を強化することが重要です。

地域活動団体や関係機関が「分野を超えて支え合う」意識を共有することで、様々な困難を抱える人が支援を受けることができ、地域で孤立することなく生活ができる、誰一人取り残さない地域を目指します。

## 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 区長、自治会、民生委員・児童委員などが日頃から声かけや見守りを行い、気づいたことを持ち寄って共有しましょう。
- 困りごとの際に、地域のネットワークを生かして迅速に支援につなげましょう。
- 地域の身近な課題を共有し、互いにできることを出し合いながら、地域ぐるみで支え合う体制を築いていきましょう。

## 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 定期的に関係機関が集まる場を設け、顔の見える関係を育てます。
- 医療・福祉・教育・防災など分野を超えた情報共有の仕組みを整え、支援が必要な人を早期に把握します。
- 個人情報に配慮しながら、関係者間で役割分担や対応ルールを明確にし、支援の抜け落ちを防ぎます。

## 具体的な取組・事業

介護支援専門員連絡会	介護支援専門員が連携し、研修等の活動を通じた専門性の向上と、介護保険に関する知識及び技術の普及により保健、医療、福祉の発展に努めます。
地域ケア会議の推進	高齢者の重度化防止や自立支援に向けた支援内容等を検討し、地域包括ケアシステムを実現するため「地域ケア個別会議」及び「地域ケア推進会議」を開催します。
生活支援体制整備	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営めるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域のニーズを把握し、地域資源の開発や調整を行います。
子育て支援ネットワークの充実	保育所・認定こども園だけではなく小・中学校等関連機関と情報を共有し、関係者間のネットワークを充実させます。また、特別支援連携協議会、巡回相談などに参加して連携を図ります。
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

 現状と課題

住民が抱える多様な悩みや問題を早期に解決し、安心して生活を送るためには、専門的な相談体制の整備と、誰もが気軽に相談できる窓口の充実が重要です。特に近年は、社会構造や価値観の変化に伴い、住民が抱える悩みや問題も複雑化・多様化しており、よりきめ細かな相談支援体制の構築が求められています。

住民アンケートでは、困りごとがあった際の相談先は「友人・知人」(50.6%)、「町役場等の行政機関(地域包括支援センター含む)」(46.6%)が上位で、入口が生活の身近なところと行政の双方に分散しています。一方で、「どこに相談するべきかわからない」といった回答も15.5%あり、気軽に相談できる窓口の整備が求められます。

本町では、弁護士や司法書士、民生委員・児童委員が地域や家庭での困りごとの相談まで幅広く対応する、「心配ごと相談」を実施しています。

単一の相談窓口だけでは対応が難しく、分野横断的な対応を求められるケースについても、複数機関が連携し、多角的な視点から解決に向けて協力していくことが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日頃の挨拶や声かけ、見守りを通じて困りごとを早めにキャッチし、必要に応じて相談窓口につなぎましょう。
- 地域行事やサロンなどの交流の場で、相談先や支援制度の情報を住民同士で共有しましょう。
- 困っている人を「支援につなぐのは特別なことではない」という意識を広げ、地域ぐるみで相談支援を支えましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 健康、福祉、防災、教育など関係部局・機関の連携を強化し、情報共有ルールを整備します。
- 職員の相談対応力を高めるため、研修や事例共有を継続的に行います。
- 分野を問わず、幅広い困りごとの相談に対応する「心配ごと相談」を実施します。

 具体的な取組・事業

心配ごと相談	民生委員・児童委員、弁護士、司法書士、税理士、人権擁護委員等が相談員を務め、専門家の判断が必要な内容から地域・家庭の困りごとまで、幅広い相談に対応します。(町社協で実施)
高齢者の相談支援の充実	地域包括支援センターの総合相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談内容に応じて必要な医療機関やサービス事業所その他関係機関等と連携して対応します。
障がいのある人の相談支援の充実	相談支援事業所による専門的な相談支援体制や、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員等による身近な相談支援体制を整備します。
(障がい者)基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援事業所の後方支援や人材育成などを通じ、地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護、虐待防止に関する啓発や相談対応などを行います。
子育て世帯の相談支援の充実	こども家庭センターや「あそびステーション」で育児相談や各種相談機能の充実に努めるとともに、公民館や保育所等に出向いての育児相談の機会を充実させます。教育委員会、福祉課、健康課など関係機関が連携して支援に当たるほか、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
発達相談・子育て相談	子どもの発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。発達の確認と個々に応じた助言を行い、必要な支援につなげるとともに、多様化する保護者自身の相談にも応じ、町が実施しているところの健康相談にもつなげます。
子ども・家庭相談支援の充実	虐待を含む様々な育児相談やヤングケアラーに関する通報に対して、行政の窓口を明確にし、関係機関が連携しながら、早急に対応できるように努めます。
専門員によるこころの健康相談	心身の不安や悩み、心の健康問題を抱える町民及び家族に対して、精神保健福祉に関する相談窓口を開設し、町民の精神保健の向上を図ります。また処遇困難事例について、専門的な助言を得ることで、必要な支援につなげます。

 現状と課題

移動や買い物、ごみ出し、電球交換などの「ちょっとした困りごと」の支援は、地域の協力が欠かせません。住民座談会では、乗合タクシーやボランティアによるごみ出し支援など、身近な提案が具体的に挙がりました。

本町ではごみ出し支援等に取り組むボランティア団体が活動しているものの、担い手の努力で成り立っている面が大きいのが現状です。また、こうした支援は「どこに頼めるのか」「費用やルールはどうなっているか」が分かりにくいと利用が進まず、支援を必要とする世帯の負担増・孤立につながる可能性があります。

子育て世帯の支援について、本町ではファミリー・サポート・センターの活動により、支え合いの仕組みが根付いています。こうした事例を参考にしながら、免許返納後の通院や買い物時の移動、ごみ出し等の生活支援を地域資源と結びつけ、必要な人が「迷わず・無理なく」使えるよう、受け皿の明確化、手続きの簡素化といった支援体制の整備が求められます。同時に、支援する側に過重な負担がかからない仕組みにすることが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- ごみ出しや買い物の付き添いなど、日常のちょっとした手助けを、できる範囲で支え合いましょう。
- 地域の見守りや声かけを通じて、生活に困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげましょう。
- 子育てや介護の経験を生かして、地域の生活支援活動に参加しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 移動支援の仕組みを整備し、高齢者や免許返納者も利用しやすい環境を整備します。
- 自治会、ボランティア団体、福祉関係者等と連携しながら地域住民の困りごとを把握し、適切な窓口へつなげます。

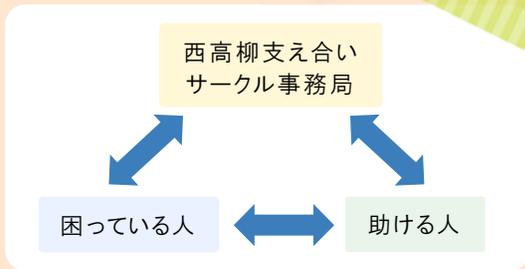
☀️ 具体的な取組・事業

移動や外出への支援	コミュニティバス(ひまわりバス)の運行の維持を図り、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰でも利用できる移動手段を確保します。また、デマンドタクシーの運行を検討します。
生活支援体制の整備 (生活支援体制整備事業)	地域住民が安心して日常生活を営めるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域のニーズを把握し、地域資源の開発や調整を行います。
介護予防・生活支援サービス事業の推進	ボランティアや民間企業、NPO等の多様な主体によるサービスが提供できるよう、必要な体制を充実させるとともに、利用しやすいよう広く周知を図ります。

☀️ 活動紹介:西高柳支え合いサークル

地域の活動

岡田校区の西高柳地区には、地域住民が「困っている人」と「助ける人」の役割を交替しながら互いに支え合う、支え合いサークルがあります。令和4年に活動を開始しました。



支え合いの仕組みは、「困っている人」には前もって入会登録をしてもらい、次は別の会員の困りごとに「得意なこと、できること」があれば「助ける人」として参加してもらいます。「困っている人」と「助ける人」のマッチング作業をサークル事務局が担っています。依頼内容は、刃物研ぎや庭の草取り・剪定が多く、機械の修理や不用品の処分など多岐にわたります。子どもの長期休暇には、集会所で地域食堂を開催しました。

「困った時はお互い様、助け合いましょう。何でもご相談ください、一緒に解決しましょう」の考えで、「笑顔で話せるご近所さん」を目標に、身近な生活を支え合う活動をしています。



樹木の伐採・剪定の事例



西高柳食堂(地域食堂)の様子

 現状と課題

福祉サービスは、支援を必要とする人にとって生活を支える大切な土台です。高齢者や認知症の人、知的障がい・精神障がいのある人など、支援を必要とする人は増加傾向にあります。誰もが地域で安心して生活できるようにするには、状況に応じたサービスや制度の整備を進める必要があります。自立に向けて、その人に合った制度やサービスを選択できるよう、各種情報提供や相談支援体制を充実させることが重要です。

介護保険制度など的高齢者福祉サービス、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）による障害福祉サービスなどの各種福祉サービスがありますが、職員のなり手不足、有資格者の確保等に課題を抱えています。行政に求める支援として、法や制度改正の情報提供や、事業所が法律にのっとって運営されているかの確認・指導を求める声がありました。

支援が必要な人に適切な福祉サービスを提供できるよう、情報発信と相談窓口の充実が必要です。併せて、複雑化・多様化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応できる提供体制の強化が求められます。

 住民や地域が取り組むこと（自助・互助）

- 利用した福祉サービスに関する感想や要望を地域や行政にフィードバックし、質の向上に協力しましょう。
- 福祉サービスを利用している人は、生活を支えてくれる事業者や職員に感謝の気持ちを伝えましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと（共助・公助）

- 福祉サービス事業者に対する適正運営の監督や指導を徹底し、サービスの質の維持向上に努めます。
- 地域包括支援センターや基幹相談支援センターを核に、多機関が連携して切れ目のない支援を行います。
- 住民ニーズを把握する調査やアンケートを定期的に行い、サービス提供体制の改善につなげます。

 具体的な取組・事業

各個別計画に基づく福祉サービス等の推進	高齢、障がい、子ども・子育てなど、各分野の個別計画を策定し、本計画とも整合を図りながら、適正な福祉サービスの提供と体系的な支援施策を展開します。
介護相談員派遣事業	介護相談員が月1回施設に訪問し、利用者やその家族の様々な相談に応じるとともに、事業者や行政との橋渡しを行い、サービスの質の向上に取り組みます。
人材の確保	研修等の実施や生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、業務の効率化及び負担軽減に努めることで、福祉人材を確保しやすい環境を整えます。また、介護職に対して興味や魅力を持ってもらえるような新たな仕組みづくりの検討など、福祉人材の確保に取り組みます。
経済的支援の充実	障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活支援用具等の給付を引き続き実施するとともに、支援用具の種類の実を充実を図り、経済的な負担を軽減します。
多様な住まいの確保	グループホームの確保や町営住宅の整備、住環境改善の補助制度の利用促進等により、住居確保の支援を行います。



 現状と課題

見守り活動は、高齢者や障がいのある人、子どもを含め、誰もが安心して暮らすために欠かせない取組です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進む現代社会において、その役割は一層重要性を増しています。地域の生活上の悩みや困りごとは表に出にくいことが多いため、「気づく・声をかける・支援につなぐ」を日常的に実践することが早期支援の鍵となります。特に、登下校時などに行う「ながら見守り」は、地域全体で安全を守ると同時に、顔の見える関係づくりにも効果的です。担い手不足が課題となる中で、無理のない関わり方を少しずつ積み重ねていくことが持続的な活動につながります。

見守り活動は、異変の早期発見にとどまらず、住民同士の交流や相互理解を深め、支え合いの精神を育む機会にもなります。ただし、近年は防犯意識の高まりから、活動が誤解や警戒を招く場合もあります。個人情報取扱のルールを明確にし、地域に周知することが求められます。見守り推進員や民生委員・児童委員などの担い手が安心して活動できる環境づくりが重要です。

さらに、待ちの体制では支援が届きにくい世帯への対応として、見守り推進員や保健師などによるアウトリーチも重要です。本町では、既存の機関・団体の連携を基盤に、日常の見守りと専門職のアウトリーチを活用しながら、住民の気づきを確実に支援へつなぐ体制づくりを進めます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日常の挨拶や声かけを通じて、困っていそうな人に早く気づき、必要に応じて支援につなげる姿勢を持ちましょう。
- 登下校時の見守りや、買い物・散歩のついでに「ながら見守り」など、無理のない形で参加しましょう。
- 地域内で気づいた小さな変化を民生委員・児童委員や自治会に伝え、専門機関につなぐ橋渡し役を担いましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、保健師などが連携し、地域に出向いて相談・把握を行うアウトリーチ体制を整えます。
- 見守り名簿や情報共有のルールを整備し、個人情報に配慮しながら支援につなげやすい仕組みをつくりまします。
- 関係機関が定期的に情報交換を行う場を設け、見守り活動と専門的支援をスムーズにつなげます。

 具体的な取組・事業

見守り活動の推進	見守り推進員や民生委員・児童委員を中心に、独居高齢者など地域の気にかかる人の見守り活動に取り組みます。介護サービスを利用している人については、介護支援専門員と情報を共有し、早期に支援につなぎます。
青少年補導委員	青少年の非行防止と健全育成を図るため、パトロールと声かけを行います。
青色防犯パトロール隊	児童生徒の登下校時の見守り、通学路などの巡回パトロールや夜間防犯パトロール等、各団体や個人の活動内容に応じて、地域での交通安全活動、防犯活動に取り組みます。
アウトリーチの推進	見守り推進員や保健師などが地域に出向くことにより、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に働きかけを行います。 また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の住民・活動団体等との連携・協力の下、積極的な情報収集に努めることで、潜在的な支援ニーズや生活課題を抱える人を把握します。



 現状と課題

近年の物価高騰など複合的な要因により、生活基盤が不安定となり、最低限度の生活を維持することが難しい状況に置かれる人がいます。生活困窮の背景には、収入減少や就労不安定、健康問題、家族関係の不和など、複数の課題が複雑に絡み合うことが少なくありません。クレジットカードや各種借入金の返済が滞ることによって多重債務に陥り、債務整理を含む家計の立て直しに関する支援が必要となる場合もあります。そのため、単一の支援では根本的な解決につながらず、包括的な支援体制の構築が求められます。

住民アンケートでは、生活困窮の問題に必要な支援として「就労支援」(50.3%)が最も多く挙げられ、次いで「家計支援」(24.5%)、「学習支援」(20.0%)が続き、多様なニーズが示されました。

全国的に、子どもの貧困も深刻な課題です。経済的困難は教育機会を奪い、将来の可能性を狭めるだけでなく、心身の発達にも悪影響を及ぼします。さらに、貧困が世代を超えて連鎖する傾向も見られ、この連鎖を断ち切るためには、保護者への就労支援、子どもの学習支援、心身の健康を支える取組を一体的に進める必要があります。

生活困窮者は経済面にとどまらず、必要な医療や介護を受けられない、社会とのつながりを失うといった生活全般の課題を抱える場合もあります。健康の悪化が更なる経済的困難を招き、孤立につながる悪循環に陥るおそれもあります。こうした状況を放置すれば問題は複雑化し、解決が一層困難になるため、早期に支援につなげる仕組みの整備が重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 周囲に生活に困っている様子の人を見かけたら、無理のない範囲で声をかけ、相談窓口につなげましょう。
- フードドライブ等に参加し、困窮世帯を支える地域の仕組みを支援しましょう。
- 学習支援や子ども食堂などの地域活動に協力し、子どもの健やかな成長を応援しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 就労・住まい・家計・借金・学習など複数の課題に応じた切れ目のない支援体制を整備します。
- 生活困窮者の状況を把握するため、アウトリーチによる訪問支援や関係機関との情報共有を推進します。
- 子どもの学習・生活支援事業を拡充し、将来の貧困の連鎖を防ぐ体制を強化します。

 具体的な取組・事業

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援の実施	生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、自立に向けて包括的かつ継続的な支援を実施します。
相談支援・情報提供の充実	生活困窮者の状況を悪化させないために、住民への周知や、相談窓口と関係機関の連携に向けた適切な情報提供を行い、個々の課題解決に向けて包括的に支援します。
就労支援の充実	ハローワークなどの関係機関と連携し、就労に関する情報の提供を行い、就労に向けて支援します。

 参考：生活困窮者自立支援制度による支援内容（愛媛県内で実施している事業）

松前町では、町社協が事業の委託を受け、「くらしの相談支援室」を設置しています

自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、支援のためのプラン作成等を実施します。
住居確保給付金の支給	離職等により収入が減少し、住居を失った又は失うおそれのある方に対し、家賃相当の給付金（有期）を支給します。
居住支援事業	住居のない方に一定期間宿泊場所や衣食の提供を行います。
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施します。
家計改善支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行います。
子どもの学習支援事業	生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもへの学習支援や居場所づくり等を行います。
認定就労訓練事業	知事の認定を受けた事業所において、一般就労に向けた支援付きの訓練を行います。

## 基本目標 3

# 安心して暮らせる環境を整備する

目指す  
地域の姿

一人ひとりの安心と権利が守られ  
ずっと暮らし続けたいまち

### ☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
個別避難計画策定の進捗状況(策定率)	%	4.5	30.0
行政が提供する福祉のサービスに関する情報を入手できている人の割合 (アンケート)	%	16.4	23.0
再犯防止の取組の認知度 (アンケート)	%	19.0	27.0

### 施策展開 (1)

## 権利擁護の推進

### ☀️ 現状と課題

誰もがその人らしく安心して暮らすためには、判断力が低下することに伴う消費者被害や虐待から生活と権利を守る仕組みが求められます。高齢化や独居世帯の増加を背景に、権利擁護の体制整備の必要性は一層高まっています。成年後見制度は生活や財産管理を法的に支える有効な仕組みですが、全国的に周知不足や利用のハードルが課題とされており、本町の住民アンケートにおいても、理解度は「聞いたことはあるが内容は知らない」(46.4%)、「知らない」(26.6%)と低く、利用意向では「わからない」(37.5%)や「使いたい方法がわからない」(27.0%)が目立ち、情報不足や利用の難しさが浮き彫りとなっています。

また、虐待やDV(家庭内で起こる身体的、性的、心理的、経済的暴力)は、高齢者や障がいのある人、子どもなど社会的に弱い立場に置かれやすい人々に生じやすく、差別的な扱いが背景となる場合もあります。早期発見・早期対応のためには、地域での見守り体制の充実に加え、通報・連携フローの明確化や関係者への研修の強化が不可欠です。

専門職と地域が連携し、制度の周知と活用を進めることで、誰もが尊厳を持って安心して暮らせるまちの実現を目指します。

## 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 成年後見制度や権利擁護の仕組みについて学び、身近に困っている人がいたら相談先を案内できるようにしましょう。
- 虐待や消費者被害が疑われる場合は、ためらわず行政や関係機関へ知らせましょう。
- 「一人で抱え込まない」という意識を広げ、地域全体で権利を守りましょう。

## 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 成年後見制度利用支援事業を活用し、申立費用や後見人等の報酬を助成するなど、利用環境を整備します。
- 虐待防止のため、通報の受理や関係機関の連携を迅速に行える体制を整えます。
- 消費生活センターや専門機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期対応を図ります。
- 介護支援専門員、相談支援専門員、弁護士等の専門職と協働し、本人の意思を尊重した支援を推進します。

## 具体的な取組・事業

虐待の防止に向けた取組の推進	虐待の防止や早期発見のため、虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法など)の周知を広報まさき等で行います。見守りで虐待のハイリスク者の把握を行い、早期発見、早期対応に努めます。虐待を発見した際は、関係機関と情報共有・連携して対応します。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の周知、相談窓口の強化などの各種取組を推進します。
ヤングケアラー支援の充実	ヤングケアラーに関する実態の把握に努め、本人及びケアを受ける側の家族の考えや思いにも寄り添った支援に努めます。また、ヤングケアラーは自らが相談をしてくるケースは多くなく、関係者が「気づく」ことが必要であるため、情報の周知に努めます。

 現状と課題

近年、地震・台風・豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しており、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況となっています。このような中で地域住民の生命と暮らしを守るためには、行政の対応だけでは限界があり、住民一人ひとりが防災意識を高め、平時から備えることが重要です。特に、高齢者や障がいのある人など災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制の整備、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災力向上が求められています。

住民アンケートでは、災害時の避難場所について、地区や年齢によって認知のばらつきが見られました。また、地域の防災訓練に参加している割合は2割未満であり、日頃の備えの強化が重要です。災害時の備えとして重要だと思ふことは、「ハザードマップ等による危険箇所の把握」(55.2%)に次いで、「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」(43.9%)が挙げられました。いざという時の住民同士の支え合いにつなげるためにも、地域の避難訓練や防災活動に参加することが大切です。

防犯の面では、「防犯灯の設置・維持」や「子どもの登下校時の見守り活動」への要望が挙がりました。地域の見守り活動やパトロールは、顔の見える関係づくりにも役立ちます。

行政と住民が連携し、地域住民が主体的に防災・防犯活動に参加することで、互いに助け合える安心・安全な地域づくりを推進していくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日頃から挨拶や声かけを大切にし、災害時の安否確認や避難支援につながる関係を築きましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加し、自分や家族の安全な避難行動を身に付けましょう。
- 登下校時の見守りやパトロールなど、防犯活動に無理のない形で関わりましょう。
- 防災・防犯に関する情報を周囲に伝え合い、地域全体の意識を高めましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 高齢者や障がいのある人など要配慮者に対応した避難支援体制を整備し、名簿管理と同意に基づく情報共有を進めます。
- 防災行政無線、SNSなど、複数の情報伝達手段を確保し、確実に住民に届く体制を整えます。
- 避難所運営マニュアルを整備し、要配慮者への配慮を含めた実践的な訓練を行います。
- 防犯灯の設置や維持、登下校見守り活動など、地域の防犯活動を支援します。

## ☀️ 具体的な取組・事業

避難支援体制づくり	避難行動要支援者の名簿を作成し、適切に管理・運用するとともに、本人の同意を得た上で地域に共有し、自主防災訓練で活用してもらうなど、地域防災力の向上につなげます。
個別避難計画の作成	避難行動要支援者の名簿に基づき、個別に避難先・連絡手段・支援内容を事前に整理し、本人・家族・地域・関係機関で共有する計画を作成します。定期的に見直し、確実な避難につなげます。
福祉避難所の整備・開設訓練	災害時に配慮が必要な人を受け入れるため、設備や受入体制を整備し、開設手順や連絡・受援体制を確認する訓練を定期的に行います。バリアフリー改修や備品確保、職員配置を進め、関係機関と情報共有し、受入基準と役割分担を確認します。
防犯対策の推進	地域における見守り活動の促進や周知を通じて、防犯意識の向上や犯罪抑制に取り組みます。また、広報まさきへの啓発記事掲載や、高齢者サロン等への講師や相談員の派遣により、意識啓発に努めます。
高齢者に対する交通安全対策の推進	関係機関と連携して高齢者が活動する場を利用した交通安全の啓発に努めるとともに、運転免許自主返納支援事業の推進により、高齢運転者による交通事故発生を抑制を図ります。

## ☀️ 活動紹介：防災避難訓練(令和7年9月実施)

### 行政の活動



訓練の様子



訓練の様子

 現状と課題

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすためには、バリアフリーのまちづくりが重要です。自分とは異なる立場になったとき、日常生活や社会生活の中には、バリア(障壁)が潜んでいます。

住民アンケートや住民座談会では、高齢者の立場から「コミュニティバスの停留所まで行けない」「歩いて行ける場所にスーパーがない」、子育て世帯の立場から「子どもの遊べる場所が少ない」「街灯が少なく道が暗い」といった意見が挙がりました。各立場に、生活の支障となるバリアが存在します。

バリアはハード面に限りません。コミュニケーションにおけるバリアフリーも重要です。例えば、耳の聞こえにくい人には、要約筆記など視覚で情報を伝える配慮が求められます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、積極的な社会参加を可能にする環境を整備し、あらゆる人の立場からバリアをなくす取組を継続することが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 地域で危険な道路や不便な施設を共有し、改善につながる声を行政に届けましょう。
- 困っている人がいたら積極的に声をかけるなど、「心のバリアフリー」の意識を持って助け合いに参加しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 町の公共施設や道路のバリアフリー化を計画的に進めます。
- 公共施設の洋式トイレ化や、誰もが利用しやすいサイン表示・案内板の整備を推進します。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じ、コミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、誰もが安心して参加できる地域づくりを目指します。
- 役場窓口などにおける合理的配慮の提供体制を整備するとともに、周知啓発に努めます。

 具体的な取組・事業

<p>文化施設等のバリアフリー化の推進</p>	<p>文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。町が主催する行事について、誰もが参加できるように配慮し、障がいの有無や種別や程度に関わりなく、共に交流し理解を深めることができるよう努めます。</p>
<p>道路等のバリアフリー化の推進</p>	<p>歩道の整備や生活道路の段差解消、防犯灯の増設等、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。</p>
<p>移動しやすい環境づくり</p>	<p>公共交通の駅などの施設整備を要請し、免許返納後の高齢者や障がいのある人にとっても移動しやすい環境づくりを推進します。</p>
<p>コミュニケーション支援体制の充実</p>	<p>手話通訳者派遣事業などコミュニケーション支援体制を充実するとともに、必要な人が利用できるよう、事業の周知に努めます。</p>
<p>合理的配慮の啓発・推進</p>	<p>住民や教職員等への啓発を行います。障害者差別解消法や合理的配慮の提供について、広報まさき等を活用した周知・啓発活動に取り組みます。</p>
<p>情報バリアフリーの推進</p>	<p>手話奉仕員養成講座を開催し、手話の基礎や聴覚障がいに関する正しい理解を深める学習を行うとともに、手話を通じた円滑なコミュニケーション支援を行う人材を養成します。情報のバリアを無くし、誰もが参加しやすい地域社会の実現を目指します。</p>

 活動紹介：松前町役場内のバリアフリー

行政の活動



庁舎床の点字ブロック



庁舎入口の車いす貸出



障がいのある人や妊産婦専用の駐車場

 現状と課題

各種調査の結果では、共通して情報発信の重要性が示されました。住民アンケートでは、福祉情報の入手状況について、過半数が「あまり入手できていない」と回答しました。地域における支え合いや助け合いを活発にするために重要なことでは、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が47.5%で最多となっています。

団体アンケート及びヒアリングでも「福祉サービスに関する情報提供の充実」が取り組むべきこととされました。団体の活動が住民に知られていないことで、提供した支援が警戒されるなどの支障が生じています。活動の参加者や担い手の確保のためにも情報発信が重要です。

住民座談会では、地域活動に若い世代の参加者を増やすためには「SNS等の新しい手段を利用した情報発信が必要」とする意見がありました。実際に、住民アンケートによると、主な情報源は「広報まさき」が6割を占めているものの、20歳代ではインターネット経由での情報取得が最多でした。年代によって情報の届き方に差があることが明らかになっています。

情報が届かないことで、制度やサービスの利用が遅れる、地域活動への参加につながらないといった課題があります。今後は「広報まさき」をはじめとした既存の手段に加え、SNSなど複数の媒体を組み合わせて発信する仕組みが必要です。また、バリアフリーの観点からも、必要に応じて平易な表現や図解を取り入れ、誰もが理解しやすい情報提供を進めていくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 広報まさきやSNS、回覧板など身近な媒体を通じて得た情報を、家族や近隣に積極的に伝え合しましょう。
- 高齢者など情報を受け取りにくい人に配慮し、声かけや説明でサポートしましょう。
- 「知ったことを周囲に伝える」ことを当たり前の習慣にし、地域全体で情報の循環を目指しましょう。

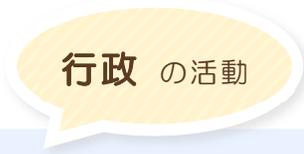
 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 「広報まさき」を中心に、SNS・町ホームページ・回覧板など複数の媒体を組み合わせた情報発信に努めます。
- 制度や窓口など住民が知りたい情報を簡潔で分かりやすく整理して提供します。
- 高齢者や障がいのある人など、多様な立場に配慮した情報発信の方法(平易な表現、図解、多言語など)を工夫します。

具体的な取組・事業

<p>情報発信の強化</p>	<p>支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、広報まさきや町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取り組みます。また、対象者に合わせて、発信内容や方法を工夫し、分かりやすい情報発信に努めます。</p>
<p>情報アクセシビリティの向上</p>	<p>障がいの有無にかかわらず情報取得の格差が出ないように、情報提供体制の充実を図ります。音声録音した広報の提供や町ホームページ、SNSに公開する動画に字幕表示等を行います。</p>
<p>やさしい日本語の活用</p>	<p>外国人にも理解しやすい、やさしい日本語、分かりやすい表現の使用に努めます。</p>

活動紹介：やさしい日本語による情報発信



外国人住民に向けた情報は、振り仮名を付けたやさしい日本語や多言語で発信を行っています。

また、令和7年度は町内に在住又は在勤の外国人を対象に、日本語学習を実施しました。基本はオンラインでの学習ですが、対面での交流会もあり、外国人住民が地域に受け入れられ、安心して暮らせるように支援しています。

**松前町(まさきちょう)に住(す)んでいる人(ひと)・働(はたら)いている人(ひと)へ**

オンラインで日本語(にほんご)を勉強(べんきょう)します。

対面(たいめん)のイベントもあります。

お金(かね)はいりません。

ご案内(あんない)を見(み)てください。

町ホームページのやさしい日本語による案内



日本語学習オリエンテーションの様子

やさしい日本語・多言語によるお知らせ

 現状と課題

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせる安全な社会を実現するためには、罪や非行を犯した人が地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することが必要です。国の第二次再犯防止推進計画で、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人などが安定して生活できるよう支援に努めることと、立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくりを担うことが求められています。

愛媛県では、令和2年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、刑務所等を出所する高齢者や障がいのある人の福祉サービス利用をサポートするほか、就労先のマッチングや住居確保に向けた支援など、多様な分野で罪を犯した人等に対する支援に取り組んできました。令和6年3月には「第2次愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、更に実効的な再犯防止施策の推進に努めています。本町においても、保護司会や更生保護女性会が中心となり、更生保護活動を推進しています。「社会を明るくする運動 松前町大会」は令和7年で第75回となりました。

しかしながら、住民アンケートによると、再犯防止の取組について「知らなかった」とする回答が4割で最多でした。また、取組について「行政や関係機関が責任を持って積極的に支援すべきだ」といった意見が多く、地域ぐるみで支援する意識の浸透には課題が見られます。

立ち直りを決意した人が地域社会で孤立しないよう、行政や関係機関等が連携して支援に取り組む必要があります。また、住民に取組の意義や重要性を伝え、地域全体で温かく支える意識を共有することが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 保護司や更生保護女性会などの活動に理解を示し、地域ぐるみで立ち直りを支える意識を持ちましょう。
- 立ち直りを目指す人を偏見で排除せず、地域活動やボランティアへの参加を通じて関わりを持ちましょう。
- 就労や生活の機会を提供している地元企業や団体を応援し、再出発しやすい環境を育てましょう。

☀️ 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 自立相談支援や就労支援、住宅支援など既存の福祉制度と更生保護施策をつなぎ、切れ目のない支援体制を整備します。
- 保護司会や更生保護女性会などの更生保護活動を担う団体と連携して、立ち直りを支援します。

☀️ 具体的な取組・事業

社会復帰に向けた包括的な支援	刑務所出所者等の社会復帰に向けて、協力雇用主登録の増加や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用、社会貢献活動の受け入れ等、警察等の関係機関と連携しながら包括的に支援します。
更生保護活動の支援	保護司会や更生保護女性会等の団体活動を支援し、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関同士の連携を図ります。
学校などと連携した修学支援	小中学生の作文コンテスト、意見発表などを実施し、児童生徒への啓発を行います。また、問題行動のあった児童生徒の立ち直りを支援するため、学校と連携して環境を整えるなど、支援を行います。
広報・啓発活動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の立ち直りを考える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」などの広報を行い、更生保護に携わる団体の活動を啓発します。

☀️ 活動紹介: 更生保護活動に関する研修



伊予地区保護司会・更生保護女性会 県外研修

地域の活動



伊予地区更生保護女性会総会

# 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための支援制度です。ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が今後も見込まれていることから、権利擁護支援の重要性が高まっています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「松前町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。地域に暮らす権利擁護を必要とする人を支援するため、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めます。

## 2 現状と課題

### (1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)がその人の自己決定権を尊重し、預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約(身上保護)、意思決定の支援等を行う制度です。

家庭裁判所に申立てをし、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、支援の範囲が異なります。なお、成年後見人等になれるのは、本人の親族や市民後見人、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)や福祉関係の法人等です。

法定後見制度			任意後見制度
家庭裁判所により選任			判断能力があるうちに将来に備えて自分で選任
補助	保佐	後見	
一部の契約・手続きの同意・取り消し、代理	財産上の重要な契約等の同意・取り消し、代理	全ての契約等の代理・取り消し	

## (2)本町の現状

全国の家庭裁判所における成年後見関係の申立件数は、令和6年に41,841件と前年(40,951件)から約2.2%増加し、成年後見制度への需要は着実に高まっています。国は第二期成年後見制度利用促進基本計画(計画期間:令和4年度~令和8年度)において、令和6年度末までに全市町村で中核機関の整備等を推進しており、自治体の体制整備が進展しています。

本町では、令和7年3月に成年後見制度中核機関を福祉課内に設置し、普及啓発や相談支援を中心に体制整備を進めています。令和8年度以降は受任調整会議(申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦する会議)を設置し、具体的な活動を行う予定です。

また、愛媛県のカリキュラムに沿った市民後見人養成研修(入門講座・基礎編・実践編)を令和7年度から段階的に実施し、修了者の実習・登録体系の整備を町社協と連携して進めています。

さらに、令和7年4月に「松前町成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱」を策定し、申立費用助成と報酬助成の両面で低所得世帯等への支援を拡充しています。

### ■松前町成年後見制度中核機関の概要

設置場所	松前町 福祉課(障がい福祉係、地域包括支援センター係)
対 象	認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者、これに準ずる者又はその親族又は支援関係者
業務内容	1 成年後見制度に関する普及啓発に関する業務 2 成年後見制度の利用に係る相談支援に関する業務 3 成年後見制度の利用の促進に関する業務 4 成年後見人等の支援に関する業務 5 その他町長が必要と認める業務

### (3)今後の課題

#### 課題1 制度の周知

住民アンケートで成年後見制度の内容までは知らないとする回答は7割以上となっており、制度の周知に課題が見られます。松前町成年後見制度中核機関を起点に、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、司法関係者等との多機関連携を一層強化し、早期相談につなげる仕組みの周知・啓発が必要です。

#### 課題2 担い手の確保

申立てケースに応じて適切に対応するため、専門職、法人後見、市民後見の担い手を量・質の両面で計画的に確保することが求められます。市民後見人の体系的な養成・実習・継続研修を推進し、担い手の育成と実践力の向上を継続的に図ることが必要です。

#### 課題3 利用しやすい運用・費用負担の軽減

成年後見制度の情報不足や申立書類作成の負担、申立費用、後見人等の報酬が経済的負担となり、利用の妨げとなっています。制度の概要や「相談→申立→審判」までの標準的な流れの周知、申立支援、助成制度の円滑な利用を進めることが必要です。

#### ☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度の認知度 (アンケート)	%	24.7	35.0
市民後見人の人数	人	0	24



### 3 具体的な取組

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるようにするため、以下の取組を推進します。

地域連携ネットワークの体制整備	<p>権利擁護支援が必要な方を見逃さないよう、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、金融機関、司法関係者、専門職団体等と連携し、情報共有の体制を整えます。</p> <p>相談窓口を明確化し、早期から「相談→初動対応→申立て検討」へ迅速につなげます。また、受任調整会議を設置し、法律・福祉の専門職団体の協力の下、申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦できる体制を整備します。</p>
普及啓発の推進	<p>松前町成年後見制度中核機関を中心として、制度の周知資料の作成・配布や講座の開催、市民後見人養成研修を計画的に実施します。住民・関係機関・地域団体へ継続的に情報発信し、相談につながる認知度を高めます。</p>
相談支援の充実	<p>相談受付と状況の聞き取り(アセスメント)を行い、申立てに向けた書類整備、関係先の調整、窓口同行などを実施します。緊急時は初動対応を優先し、必要機関へ速やかに連絡し、支援を受けられるように調整します。</p>
助成制度の運用	<p>申立費用や後見人等への報酬の助成について、対象・上限・手続きを明確化し周知します。申請支援と迅速審査に努め、運用を定期的に見直します。</p>
市民後見人等の育成及び活動支援	<p>市民後見人の養成・実習・継続研修を計画的に行い、受任前後の相談・助言や事例共有で実践力を高めます。また、相談窓口を整備し、負担軽減と継続支援につなげます。</p>



## 第6章 計画の推進に向けて



### 1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、町民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、強いつながりを築くことが大切です。

#### (1) 町民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。加えて、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが望まれます。特に、元気な高齢者の方々には、現役時代に培った知識や経験を生かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

#### (2) 地域の組織・団体の役割

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を生かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが重要です。

また、ボランティア団体やNPO法人は、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、町民への福祉活動にとどまらず、活動内容の町民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

#### (3) 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、町民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を生かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、既に実施している事業の一層の充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を生かしながら、町民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

#### (4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない町民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携の下、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

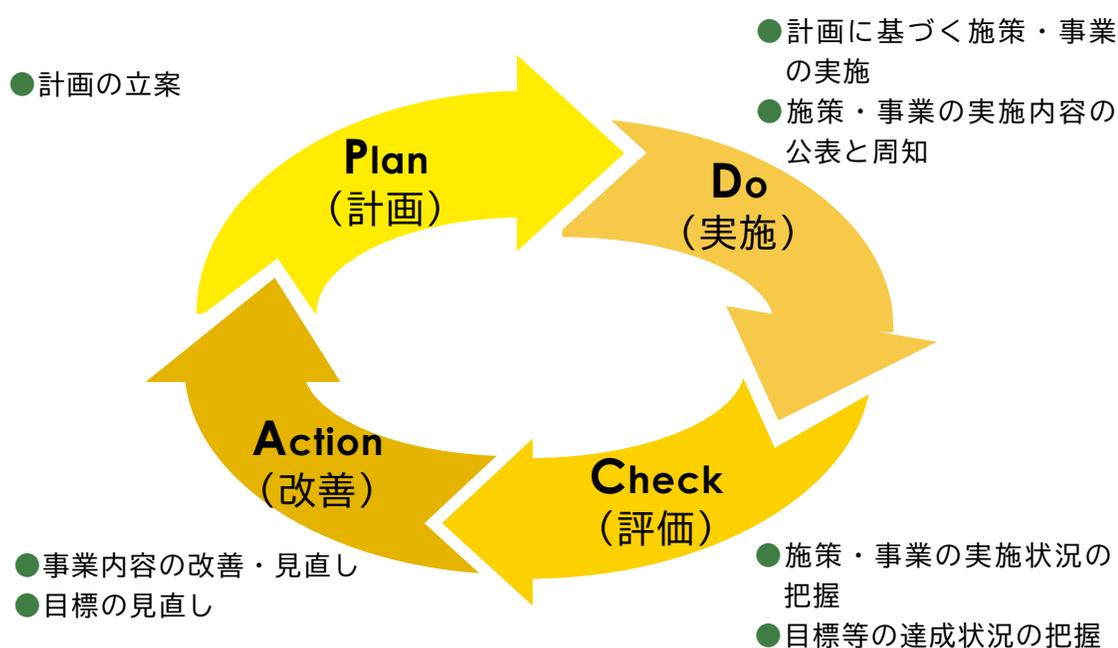
#### (5) 行政の役割

地域福祉の推進に当たり、行政には町民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすため、関係組織・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ります。また、町民の福祉ニーズを把握するとともに、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

さらに、本計画の推進に加え、次期計画での位置づけを視野に入れ、地域課題を共有し、分野横断的な支援に取り組むための重層的支援体制の整備や協議の場づくりの方向性について、検討を進めます。

## 2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、計画の進捗管理を行っていきます。また、PDCAサイクルに基づき、必要に応じて取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



## 資料編

### (1) 団体アンケート・ヒアリング調査実施団体

●…実施あり

団体名	アンケート	ヒアリング
伊予地区保護司会 第4分区(松前分区)	●	●
松前町青少年育成協議会	●	●
在宅福祉ボランティア「のぞみ会」	●	●
ファミリー・サポート・センター(松前校区)	●	●
ファミリー・サポート・センター(北伊予校区)	●	
ファミリー・サポート・センター(岡田校区)	●	
要約筆記オリーブまさき	●	●
松前町老人クラブ連合会	●	●
朗読ボランティアグループSAY	●	●
松前町民生委員児童委員協議会	●	●
社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	●	●
伊予地区更生保護女性会 松前町連合会	●	●
特定非営利活動法人まこと(松前事業所)	●	●
松前小学校PTA	●	
北伊予小学校保護者と教師の会	●	
岡田小学校PTA	●	

## (2)用語解説

あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。
アクセシビリティ	利用しやすさ、アクセスしやすさのこと。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。
SNS <small>エスアイエヌ</small>	「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。
NPO <small>エヌピーオー</small>	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。
か行	
介護支援専門員	要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行うケアマネジメント従事者のこと。
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。
ゲートキーパー	地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を足し合わせたものであり、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
合理的配慮	障がいのある人や子どもが教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、バリア(障壁)を感じている人の身になって考え、行動を起こすこと。
子ども食堂	地域の子どもの対象に、無償又は低額で食事を提供し、居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

個別避難計画	避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画のこと。
コミュニティバス(ひまわりバス)	住民の移動手段の確保のため、市町村等が主体的に計画し、運行する乗合バスの総称。既存バス路線等のない交通空白地域・不便地域において運行されることが多い。本町では「ひまわりバス」が運行されている。
さ行	
自主防災組織	「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。
市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。
社会的孤立	隣人や友人との付き合いに乏しく、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態。
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法に基づき設置され、民間の社会福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力の下、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っている。
重層的支援体制整備事業	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと。
シルバー人材センター	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けたコーディネートを行う人のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度のこと。

た行	
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ダブルケア	一人の人や一つの世帯が、同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。
地域包括ケア	団塊の世代(昭和22年～24年に生まれた世代)が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。
地域包括支援センター	地域における介護予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関のこと。
デマンド交通	路線バスやコミュニティバスが定時・定路線の運行を行うのに対し、電話による運行予約など利用者ニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
な行	
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。
は行	
はちまるごうまる 8050問題	親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。
パブリックコメント	国及び地方自治体が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度のこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者が日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような事物、制度、観念、その他一切の社会的障壁(バリア)の除去を行う取組。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

ファミリー・サポート・センター	育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動のこと。
フードドライブ	家庭や企業などで余剰となっている食料品を回収し、食料を必要としている施設や団体へ寄付する活動。
福祉避難所	主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所のこと。災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。

### (3)松前町地域福祉計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例(平成29年松前町条例第12号)第4条の規定に基づき、松前町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員をもって構成する。

2 前項の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から町長に地域福祉計画策定に係る意見の答申をした日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### (4)松前町地域福祉計画策定委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授	釜野 鉄平
	愛媛弁護士会 東雲法律会計事務所	武井 奈保子
社会福祉 関係者	松前町社会福祉協議会 事務局長	吉本 寿俊
	松前町民生委員児童委員協議会 前会長	木村 雄二
	松前町民生委員児童委員協議会 代表主任児童委員	中塚 裕子
	伊予地区保護司会第4分区長	神野 哲行
地域団体 関係者	松前町区長会 前副会長	仲島 政夫
	松前町老人クラブ連合会 会長	森内 修
	松前町ボランティア連絡協議会 会長	八木 代志子
	伊予地区精神保健ボランティアグループ しおさい 副会長	渡瀬 紀代

## 松前町地域福祉計画

---

発行年月 令和8年3月  
発行 松前町  
編集 松前町 保健福祉部 福祉課  
〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地  
電話:089-985-4232 FAX:089-984-8951

---



松前町地域福祉計画

